第2章(各論)

第1次一括法(厚生労働省·環境省関係)

下山憲治

1 沿革、経緯(研究会・審議会・国会での審議など)

(1) はじめに

2000 年の地方分権改革後、それに続く制度的改革として、地方分権改革推進委員会第2次・第3次勧告を受け、地方自治法改正法、国と地方の協議の場に関する法律案、そして、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(以下、第1次一括法案)が、第174国会に提出された。ただし、下記のとおり、これら法案は、参議院で可決されたものの、衆議院で閉会中審査が継続され、第177国会で、名称等の修正の上、成立した。

第1次一括法案の中核的内容は義務付け・枠付けの見直しであって、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月)で示された条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しを進め、第3次勧告を受け、大臣政務官折衝を経て、「地方分権改革推進計画」が閣議決定された(平成21年12月15日)。これに基づき、法案が作成され、上記のとおり、第1次一括法が成立しているが、「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野について、厚生労働省関係及び環境省関係の事項を以下でまとめる。

(2) 経緯—全般

平成19年7月12・13日 全国知事会「分野別検討状況のまとめ」

平成19年9月13日 全国知事会「分野別検討状況のまとめ」に対する各府省の意見

全国市長会「都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果」に対

する各府省の意見

平成19年7月25日 全国知事会「『第二期地方分権改革』への提言等について」

平成19年10月3日 全国知事会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」

平成19年10月23日 全国知事会「国の関与の廃止等について(追加分)」

平成 20 年 12 月 8 日 地方分権改革推進委員会第 2 次勧告

平成 21 年 6 月 5 日 地方分権改革推進委員会「義務付け・枠付けの見直しに係る第 3 次勧告に向

けた中間報告」

平成 21 年 10 月 7 日 地方分権改革推進委員会第 3 次勧告

平成 21 年 12 月 11 日~16 日 義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝

平成 21 年 12 月 15 日 閣議決定 「地方分権改革推進計画」

平成 22 年 3 月 29 日 第 174 回通常国会地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律案提出(第1次一括法案)

(3) 地方分権推進委員会等の開催と第2次・第3次勧告

平成 19 年

- 5月30日 「基本的な考え方」(第7回委員会)
 - ・義務付け・枠付けの見直しの調査審議の方針等
- 7月12日 厚生労働省ヒアリング(介護保険、生活保護、医療、医療保険)
- 7月31日 厚生労働省・文部科学省ヒアリング (児童福祉―保育と幼児教育) 法制問題の検討状況について小早川委員より報告 (第14回委員会)
- 9月18日 環境省ヒアリング (環境)
- 9月27日 厚生労働省ヒアリング (労働)
- 10月3日 厚生労働省・文部科学省ヒアリング(児童福祉―保育と幼児教育)
- 10月23日 厚生労働省ヒアリング(社会保障)
- 10月31日 法制問題の検討状況について小早川委員より報告(第25回委員会)
- 11月16日 「中間的な取りまとめ」(第29回委員会)
 - ・義務付け・枠付けの見直しの考え方・手法を提示
 - ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、 メルクマールに該当しない場合には原則として廃止することを求める 等
- 12月19日 「地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る 調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官 等あて依頼(府分権第120号))を発出し、「中間的な取りまとめ」の 考え方・手法に従って各府省に調査依頼(平成20年4月17日までに各 府省から回答)

平成 20 年

- 4月17日 文部科学省・厚生労働省との公開討論
- 4月25日 環境省との公開討論
- 5月9日 厚生労働省との公開討論
- 9月16日 「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」について審議 (第57回委員会)
 - ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」該当性を整理
 - 「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、 残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を設定
- 9月22日 義務付け・枠付けに係る「メルクマール該当性についての委員会として の考え方(案)」について審議(第58回委員会)
 - *「第58回委員会『メルクマール該当性についての委員会としての考え方』 を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付け

に係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務 次官等あて依頼(府分権第 112 号))を発出し、各府省に調査依頼(10 月 21 日までに各府省から回答)

- 10月21日 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング (環境省)
- 10月30日 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング (厚生労働省)
- 11月19日 義務付け・枠付けの見直しについて小早川委員より報告(第66回委員会)
 - ・「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だ が、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を一部修正
 - ・第3次勧告に向けて、委員会として具体的に講ずべき措置の調査審議を 行う重点的に見直しを行うべき項目とその見直しの方針を設定
- 11月26日 第2次勧告に向けた審議(第67回委員会)
 - ・義務付け・枠付けの見直し関係(勧告素案)
- 12月2日 第2次勧告に向けた審議(第68回委員会)
 - ・義務付け・枠付けの見直し関係(勧告案)
- 12月8日 第2次勧告決定(第69回委員会)
 - ・見直し対象条項のメルクマールへの該当・非該当についての委員会とし ての判断
 - ・メルクマールに該当しない条項についての見直しを勧告
 - (a) 施設・公物設置管理の基準、(b) 協議、同意、許可・認可・承認、(c) 計画等の策定及びその手続の、3つの重点事項については「特に問題があり、これらを中心に、委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る」こと

平成 21 年

- 1月8日「第2次勧告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方 法の義務付けに係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発 各府省等事務次官等あて依頼(府分権第4号))を発出し、各府省に調査 依頼(2月12日までに各府省から回答)
- 2月13日 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング(厚生労働省)
- 3月25日 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング(厚生労働省)
- 5月28日 義務付け・枠付けのうち重点事項の具体的に講ずべき措置の方針について小早川委員より報告(第85回委員会)
- 6 月 5 日 「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」(第 86 回委員会)
- 7月2日 「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告を踏まえ た地方公共団体に対する自治事務の処理またはその方法の義務付けに係

る調査について(依頼)」(地方分権推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼(府分権第80号))を発出し、各府省に調査依頼(平成21年8月13日までに各府省から回答)

- 8月17日 義務付け・枠付けの見直し (3つの重点事項分)の検討作業状況 (途中 経過) (第93回委員会)
- 9 月 7 日 小早川委員ワーキンググループ報告(義務付け・枠付けの見直し) (第 95 回委員会)
 - ・3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針を提示
 - ・3つの重点事項の個別条項ごとに、具体的に講ずべき措置を提示し、 義務付け・枠付けの見直しを要請
 - ・3 つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後具体的に 見直し措置を講ずるよう政府に要請
- 9月24日 第3次勧告に向けた審議(第96回委員会)
- 10月7日 第3次勧告 (第97回委員会)
 - ・第3次勧告で示された「3つの重点事項のうち全国知事会、全国市長会 提言等で取り上げられている事項」は以下の(a)(b)(c)のとおりである。

(a) 施設・公物設置管理の基準 (厚生労働省・環境省関係)

法律	条項	見直し対象	講ずべき措置	備考	提言等の内容
就学前の子を教育に保合の推進の推進する法律	3 条 1 項項	認園の選準とのでは、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、	廃止又は条例委任	参基準力化、大き層の組化	○幼稚園設置基準の規制緩和(認定こども園関係) 幼稚園の園舎は「耐火建築物」であることを要し、幼保連携型認定こども園を前提とする幼稚園において2階に保育室を置く場合、その園舎福祉施設最低基準を上回るもの(保育所は3階以上の場合、不燃構造を要求)であり、認定こども園を目指す幼稚園に必要以上の要件を課するものをもか、地方への権限移譲を含めて、基準を緩和すべき。 (全国知事会・追加分)○幼稚園と保育所を一元化 幼稚園と保育所を一元化 幼稚園と保育所を一元化 幼稚園と保育所をで記定とも園」における施設設置や職育(保育)の均一化を図る。また、「認定こども園」における施設設置や職育に保育)の均一化を図る。 実た、「認定こども園」における施設設置や職員配置等の基準や運営費等は、幼稚園・保育所の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した標準的制度として構築するとともに、基準を最低基準とするのではなく標準的なものとして法令の規定の枠組化を図る。 (全国市長会)
職業能力開発促進法	第 15 条の 6 第 1 項 項	公共職業能 力開職 悪準 基準	廃止又は条 例委任		○都道府県による職業訓練の実施 都道府県職業能力開発校の管理運営の外部委 託等ができるよう、国による設置及び管理に対す る義務付けは廃止し、助言及び勧告等の関与は最 小限にすべき。 (全国知事会) 普通課程の普通職業訓練は、短期課程と異な り、民間施設で実施(民間委託)することができ ない等、行政の弾力化・効率化を阻害しており、 都道府県の自主的な判断により、実施が可能とな

ı		1	1	1	I
					るよう、国の義務付けを廃止すべき。 (全国知事会・追加分)
児童福祉法	35条2 項	都道府県が 設置する施 の職員の 格	廃止又は条 例委任		○児童自立支援施設の職員身分規定 都道府県は児童自立支援施設の必置と、その施設長、児童自立支援専門員(生活支援員)は都道府県の職員を充てることとする義務付けがあることから、都道府県が設置する当該施設の外部委託が不可能となっているため、効率的な行政運営が可能となるよう、職員の身分規定を廃止すべ
児童福祉法	45条2 項	児童福祉を選出る。	廃止又は条例委任		き。 (全国知事会・追加分) 「福祉施設最低基準の選守義務規定 く児童 にいては、実の選別では、実の選別では、実の選別では、実の選別では、実の選別では、実の選別では、まります。 (全国地では、まります。 (経過度の は、まります。 (金国地では、まります。 (金国地では、まります。 (金国地では、まります。 (金国地では、まります。 (金国地では、大きの実施では、大きのでは、大きの実施では、大きのでは、大きの表のでは、大きの表ので、大きの表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表
老人福祉法	17条2項	老人福祉施 設の設備・運 営基準	廃止又は条 例委任		○福祉施設最低基準の遵守義務規定<養護老人ホーム、特別養護老人ホーム> 老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例)特別養護老人ホーム等の耐火性能に係る規制の緩和(木造2階建) (全国知事会)
介護保険法	74条1 項・2 項 78 条 の4第	指護事業指護事備・定型をどの格介ス従、介ス設地での基域に関連を対しての基域に対している。	廃止又は条 例委任 廃止又は条 例委任		介護保険事業者の指定基準等について、地域が主体的に判断してサービスを提供することが必要であり、義務付け・枠付けは縮小すべき。(縮小すべき義務付け・枠付けの例)・グループホームの指定における研修の受講要件・訪問リハビリテーション等における指定基準
	1項、2項	看工事業者の 従来者の 後、指定地サー でス事業者 を、着型サー でス事業者	四女正		・介護予防支援業務における指定居宅介護支援事業者への委託件数の制限 (全国知事会)

		の設備・運営			
	88条1項、2	基準 指定介護老 人福祉施設	廃止又は条 例委任		
	項	の 従業者の資 格、指定介護			
		老人福祉施 設の 設備・運営基			
		準			
	97条1 項、2 項	指定介護老 人保健施設 の施設・設備	廃止又は条 例委任	メルクマー ル v : 療養 室、診察室、	
		基準、指定介 護老人保健 施設の従業		機 能 訓 練 室;メルクマ ール v : 医	
	110 条	者の資格 指定介護療	廃止又は条	師、看護師	
	1項、2	養型医療施 設	例委任		
		の従業者の 資格、指定介 護療養型医			
		療施設 の設備・運営 基準			
	115 条	指定居宅介	廃止又は条		
	の4第1項、	護予防サービス事業者	例委任		
	第2項	の従業者の			
		資格、指定居 宅介護予防			
		サービス事			
		業者の設備・運営基準			
	115 条	指定地域密	廃止又は条		
	の 13 第 1	着型介護予 防サービス	例委任		
	項、第 2項	事業者の従 業者の資格、			
		指定地域密			
		着型介護予 防サービス			
		事業者の設 備・運営基準			
障害者自立支	80条2	障害福祉サ	廃止又は条		○障害福祉サービス事業等の基準
援法	項	ービス事業、 地域活動支	例委任		「就労移行支援」や「就労継続支援」等の複数 の障害福祉サービスを同一事業所で提供する「多
		援センター 及び福祉ホ			機能型」の指定を受ける場合、6人以上の利用者 が必要となっており、へき地等の地方では2~3
		ームの設			人の対象利用者しか確保できない場合もあるた
		備·運営基準			め、都道府県において利用者数の確保が困難と認 めた場合は6人以下でも指定できるよう基準を緩
					和すべき。(全国知事会・追加分)

(b) 協議、同意、許可・認可・承認(厚生労働省・環境省関係)

法律	条項	見直し対象	講ずべき措置	備考	参考:提言等の内容
林業労働力の 確保の促進に 関する法律	4条3項	協議(大臣)	廃止等	計4 3 号、3 号、3 号、6 のにのにのにうりに行いて行いまりのにうりのにもりの前・超知ををある。	○林業労働力の確保の促進に関する基本計画の 大臣協議 都道府県は、国で定めた基本方針に基づき、林 業労働力の確保の促進に関する基本計画の策 定・変更の際には国に協議しなければならないと されているが、基本計画は国の基本方針に基づい て策定・変更しているのであり、計画策定・変更 の内容に関する協議までの関与は不要であり、協 議を廃止すべき。 (全国知事会・追加分)

水道法	6 条 1 項条 1 条 項、1 条 項、26 条 30 条 1	認可(大臣)	事前報告・ 届出・通知		○水道事業の大臣認可、大臣届出 水道事業における認可等を廃止し、市の責任に おいて実施できるようにする。 (全国市長会)
高齢者の医療の確保に関する法律	113 条	協議(知事)	廃止		○法定給付以外の保険給付を行おうとする場合 等の都道府県知事協議 市町村が法定給付以外の保険給付を行おうと する場合やその他の政令で定める場合(保険料率 の設定及び変更を予定)においては、あらかじめ 都道府県知事への協議が義務付けられており、当 該事務が市町村の自治事務であるにもかかわら
国民健康保険 法	12 条	協議(知事)	廃止		ず、都道府県知事に協議しなければならないとすることの必要性が不明であり、また、法律上、保険料率は政令で定める基準に従って条例で裁量による部分は限られているため、当該規定は廃止すべき。 広域連合が法定給付以外の保険給付を行おうとする場合及び変更を予定)においては、あいるととるの設定及び変更を予定)においては、あいるとされているが、広域連合がその条例に険かじめ都道府県知事に協議しなければならないとされているが、広域連合がその条例に険料率の設定等について、当該事務が広域連合の協議しなければならないとすることの必要性が不明であるため、当該規定は廃止すべき。(全国知事会・追加分)
自然環境保全法	49 条	協議(大臣)	廃止等	鉱区、市街化 区域、と は 返域、と 会 は 場 議 を の 数 数 数 の の の の の の の の の の の の の の の	○自然環境保全地域の指定についての国の行政機関との協議 特別地区の指定に際して、自然環境保全法第49条により環境大臣との協議が義務付けられているが、制度運用が地方に定着していることから、報告で足りる。 (全国知事会・追加分)
ダイオキシン 類対策特別措 置法	11 条	同意協議(大臣)	廃止等	1項3号、4 号(「期間」 のみ)に係る 部分に限り 協議を許容	
大気汚染防止 法	5条の 3	同意協議(大臣)	廃止等	1項4号、5 号(「期間」 のみ)に係る 部分に限り 協議を許容	都道府県が策定する総量削減計画については、
自動車から排出ない物質の特定を受ける場合である。 はいり	7条	同意協議(大臣)	廃止等	2項4号、5 号(「期間」 のみ)に係る 部分に限り 協議を許容	国の定める基本方針を踏まえた上で、地域の実情に応じて策定すべきものであるため、国への協議、同意は廃止すべき。 (全国知事会)
水質汚濁防止法	4条の 3	同意協議(大 臣)	廃止等	2項1号に係 る部分に限 り同意協議 を許容	

(c) 計画等の策定及びその手続(厚生労働省・環境省関係)

法律	条項	見直し対象	講ずべき措置	備考	参考:提言等の内容
医療法	30 条 の4	医療計画の 内容	72 74 131	メルクマー ルv:4号~	○全国一律の基準病床数設定の廃止全国一律の算定による設定は、都道府県が地域
			規定化等	8号、10号~	医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよ

		12 号に係る	う、廃止すべき。	(全国知事会)
		部分に限り		
		存置を許容		
		基準病床数		
		の算定に当		
		たり独自に		
		加減算でき		
		るよう見直		
		L		

(4) 義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝

第3次勧告後、地方から見直し要望のあった事項を中心として、勧告に沿った見直すため、 内閣府から関係府省に対して義務付け・枠付けの見直しの検討状況を照会し、関係府省から 回答を踏まえ、大臣政務官同士による折衝を実施した。

厚生労働省の折衝については、従うべき基準とするか、参酌基準とするのかに係わり、本 質的議論が行われているので、会議録を見ておきたい。

(ア) <u>義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝</u>(<u>厚生労働省</u>・09 年 11 月 12 日) 出席者: 津村啓介 内閣府大臣政務官、山井和則 厚生労働大臣政務官

(山井政務官) まず基本的な私たちのスタンスを申し上げたいと思う。地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する対応ということで、まず第1点は、地域主権改革の実現に向けて、私たちは第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進するつもり。ただし、例外があり、保育、介護、福祉の質等に深刻な悪影響を及ぼしかねないもののみ、例外的に全国一律の最低基準、規制を維持ということにさせて頂いた。そして、施設等基準については全て条例に委任するということが大きな前進だと思うが、その上で例外として、人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準に限り従うべき基準とするということで、……全基準の約9割が地方自治体の判断で定められることとなる。さらに保育所については、東京などに限り待機児童解消までの一時的措置として居室面積基準のみ標準とする、ということで、……基本的には全基準、1362項目のうち、約12%が従うべき基準。内閣府からすれば、ここは見解が違うと、問題だと仰るところだと思うが、逆に88%の部分については参酌にするということにした。

そして一気に申し上げると、人権に直結する運営基準等というところには、例えば、サービス内容の説明の同意、サービス提供拒否の禁止、虐待・身体拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所の調理室、自園調理などが入っている。それ以外の施設設備、運営基準、例えば、居室の定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど、適切な食事の提供、介護の内容、入浴排泄、健康保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡、この辺りも従うべき基準にすればいいという議論も確かにあるわけだが、最初に申し上げたように、分権改革は鳩山内閣の大きな目玉でもあるので、基本的には、私たちは、原則は最大限勧告に従うと。ただ、まことに申し訳ないが、ごく一部の、人員配置、居室面積、人権に直接影響する運営基準のみ、従うべき基準ということで残させて頂きたい。

異論があるのかもしれないが、基準を緩めて、基準を低くされる場合に関しては、条例委任を認める前提として、標準、参酌すべき基準の場合、国の基準を下回るサービスをするのであれば、サービス水準に応じた老人福祉の介護報酬等を設定すると。これは、狭い部屋や或いはサービス水準を下げるわけなので、費用が少なくなる場合があるので、サービスを下げて、コストが減るにも関わらず、同じ介護報酬だとサービスを下げた方が地方自治体が得をするというモラルハザードのようなことになっても駄目なので、そういうことにならない範囲で、こういう配慮も必要なのではないかと考えている。②の従うべき基準の場合、条例を制定しない場合や国の基準に適合しないと認める場合には総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入していただければありがたい。

.

(山井政務官) 今回の政権交替で国の形を変えるということで、国がなんでもかんでも主導するのはやめよ うと。可能な範囲で地方に任せよう。住民の身近にいるし、かつ、地域のニーズも把握しているのだろう し。そこの思いは一緒だと思う。そういう<u>原則は同じだと共有しながらも、例外をどの位認めるのか</u>。そこの話。それで、先ほどの質問に戻るが、ここが一番大切だと思うが、さっき言ったように分権してより高い基準にする自由を与えてくれと言うのか、分権する以上はより高い基準になることもより低い基準になることも両方認めてくれと言うことなのか。失礼を承知で聞くが、入口の大切なところなので確認したい。先ほどの津村さんの話では分権によって、首長あるいは地域住民の判断によって、より高い基準にする自由も、ちょっと低い基準にする自由も両方認めるべきだという考えか。

(津村政務官) 地域主権だから、高いとか低いとか、より良いとかより悪いとかいうことを、国が上から目線で判断することではない。もちろん、参酌すべき基準ということで、こういうケースもあるという例示はすることは考えているが、従うべき基準というのは、明らかに上から目線の話で、従わなければさっきのいろいろな措置もあるという話なので、言う事を聞けということ。そこは、地域主権という考え方と相当距離があると思う。

(山井政務官) そこで、原則は地域主権にすべきだと思う。問題は、憲法25条の生存権にもあるが、それを持ち出すと大げさかもしれないが、その中で最低限のレベルというものはあるだろう。やはり、<u>老人福祉、障害者福祉、保育というのは、日本国の中で最低限の基準というのはある</u>だろうと思う。こう言ってはなんだが、老人ホームの「たまゆら」という非常に認可不十分なところで火災が起こり、亡くなる人がいる。今までも、ベビーホテルで子供を詰め込んで事故が起こってしまうとか、ああいう事件が起こった時には、もちろん<u>地方自治体も責任を問われるが、一義的には国は何をしているのだと、厚生労働省は何をしているのだという部分も必ずある</u>と思う。そこの最低基準をどの位にするのかがということが議論の中心ではないかと思う。

(津村政務官)憲法は条例も憲法違反は許されないわけであり、当然、憲法25条とかその他の手続きも含めて、憲法の枠内の話である。今言われたような、何かあったら厚生労働省のところに文句言ってくるというのは、まさにそこを変えようと言う話なので、私は国民の皆さんに強調して良いと思う。それは地方の責任なのだと。責任を地方が全うすることが、地域主権の大前提だから、私は国が責任を負いながら、地方に任すというのでは成り立たない。地方の皆さんには責任もありますけれど、それに応じた権限もちゃんと渡しますよというのが地域主権である。だから、厚生労働省はドンとしていて良いと思う。

(山井政務官) 7月1日に民主党次の内閣、子供男女共同参画調査会が「保育サービスについての考え方」というものを発表している。……これには、「改善」と書いてあるから、もちろん分権を否定するつもりではないが、先ほど津村さんが言ったように、地方に自由度を与えて、多少基準を低くすることも含めて地方に任せて良いのではないかという考えは、政権交替前の民主党の政策に矛盾するのではないかと思うがその点はいかがか。

(津村政務官) 私は3つの点で今の山井政務官のお話に疑問がある。1つは主語だが、国が全てやるという 話ではなく、国や地方公共団体は質の高い保育をという事を書いてあるわけで、国も考える事だが地方公 共団体も主語である。まさに地域主権の主体であるから、地方公共団体にもしっかりと考えて頂かないと いけないわけで、国が地方を使うという上下の関係ではない。対等に一緒にやっていきましょうという話 である。それからもう1つは、安易な規制緩和等とあるが、これは<u>規制緩和ではなく地域主権であるから</u> これは地方が規制をもっと強くするかもしれないし、地域主権推進であって地方に任せるわけであるから 国から見れば規制は外れるかもしれないが、地方から見れば上にも下にもなる話であるので、規制緩和で はない。規制緩和と地域主権推進は全く次元が違う別の話である。そこは役所の論理に山井政務官染まっ てはいけないと私は思う。それからもう1つ、この最低基準についても子供たちに良質な保育を提供する 視点で改善することが必要とあるが現実にこの基準が厳しいことによって待機児童が発生しているとい う事は、厚生労働省さんが一時的に待機児童が解消するまではということで限定的ではあるが事実上お認 めになっていて、つまりこの最低基準の現在のあり方が良質な保育の提供にとって良くない状態であると いう事があるとすれば、これは最低基準を下げる事によって改善することだってある。クオリティの問題 と保育所の数の問題は両方考えないと保育の質は語れないから、すばらしい保育所がほんの少しあっても、 多くの子供たちはサービスを受けられなくなるので基準のクオリティというか厳しさと同時にカバーで きる保育所の数の掛け算で保育サービスが図られるべきなので、ここだけ見て議論しては役所の論理だと

思う。

(山井政務官) 先ほど津村さんがこれは分権であって、規制緩和ではないと仰ったが、私はそれは詭弁ではないかと思う。明らかに基準を緩くするということは規制緩和であるから、分権という名の規制緩和である。自由度が大きくなるわけだから、規制強化のはずはないし、規制緩和である。……安易な規制緩和によって、質よりも量を追い求め、不利益を子どもに与えるようなことになってはいけない。私のうがった見方かもしれないが、待機児童がいるからといって規制を緩めて、結果的に狭い、人手が少ない保育所に子どもが詰め込まれて、子どもが泣くようなことがあってはならないということではないか。

(津村政務官) ……良質な保育とは誰が良質だと判断するのか。厚生労働省がこれは子どもの利益、これが良質な保育、そういう風に上から目線で決め付けてきたことが、これだけ地域主権を推進しようという国民的な声になってきているのではないか。地方自治体の皆さんに子どもの利益とは何かということを考えてもらえば良いではないか。良質な保育とは何かということを考えてもらって、責任も取ってもらえば良いではないか。

(山井政務官) ……保育の規制緩和をするなと言っているのは別に官僚の方ではなく、現場の保育所の方々や保護者の方々が、私たちより100倍くらい強く仰っている。……地方自治体の財源は非常に厳しい。そうなると、苦渋の選択で待機児童も解消できないからもう少し詰め込もう、質が下がるのは目をつぶろうとならざるを得ない。理想は私も100%地方分権に賛成。国のやることは半分くらいに削るべきだと思っている。ただし、その前提は十分な自主財源があればということ。

(津村政務官) ……何でも分権すればいいという話ではもちろんなく、国の役割ももちろんあると思う。ただ、そこの切り分けをきちんとやっていく、それが今回の地域主権推進の大きな取組みで、有識者の皆さんからも勧告を頂いたり、いろいろな地域の現場の話を聞いたりした中で今回出てきたというプロセスもあるが、やはり、確かに地方分権、これからは地域主権推進、これを進めていって、私は100%必ず永遠にうまくいくということは分からない。

(山井政務官) ……やはり、子どもの保育環境は一番大事だと思う。1つの理由は、子どもは文句を言えない。職員の数が減った、面積がきつくなった、ぎゅうぎゅう詰めになったといっても子どもは文句を言えないわけなので、最大限、少なくとも子どもの利益に適う改革をしなければならないと思う。こう言ったら地方自治体を信用してないのかとお叱りを受けるかもしれないが、今回、地方自治体の財政課の職員、保育課の職員に何本か電話して聞いてみた。分権したらどうなるかと聞いたら、多くの保育課の職員は困ると言った。なぜ困るかというと、今最低基準があるから予算が獲得できる。最低基準が緩和されれば財務との交渉で、緩和されたから待機児童を解消するためにはもう10人詰め込んでもいいではないか、新設するときに保育所の職員、保育士を減らせばいいではないか、こんな大きな保育所はいらないではないかとなる。今までは財務に言われたら、国の基準があるので最低限守らないと駄目だというようにして国の基準を盾に保育の質を守ることができた。……分権論は置いておいて、そのようなことを良しとするかしないか。

(津村政務官) 全体のバランスの中で、それが大きな問題になるようであれば、自治体も議会もそれは許さ<u>ないと思う</u>。そのケースだけではない。何度も申し上げるが、分権を置いておいてと仰るが、地域主権推進のために来た。そこは地域主権を推進すると行政サービスが落ちるという話ですね、今の話は。

(山井政務官) そこが大事。私は100%落ちるというのではない。中には落ちる自治体があるということ。(津村政務官) そうならないように、各自治体でもチェックをする。……例えば条例委任を認める場合にグリップが効かなくなるではないか、もし標準や参酌すべき基準にする場合は、サービス水準に応じて介護報酬を設定するなど……、従うべき基準にする場合は総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入して欲しいなどという、これからも言うことを聞かせる方法はきちんと残して欲しいとも聞こえる話だったが、それは屋根の上にもう少し屋根を作る話で、最低限のルールは地方自治法にも、まさに地方自治を進めるための地方自治法にもそこは最低限担保されている。釈迦に説法だが、各大臣は自治事務が法令の規定に違反しているとか、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している場合には、違反の是正又は改善のための必要な措置を要求できるなど、新たに総務大臣や厚生労働大臣が何か要求できるという仕組みを作らなくても、地方自治法に最低限のルールがあるのだから、そこは国レベルで我々国会議員が政務三役

として、あるいは国会議員としてチェックしていけばよい。

(山井政務官)付け加えてだが、民主党のこの政策の中の2番目に待機児童対策となっている。……子供はどこの自治体に生まれるかは選べないのだから、保育の質というのは、ある程度国が保障しなければならないのではないか。長妻大臣とも相談したのだが、我々も今言っている理想だけでは残念ながら最終的に地方分権とバランスの問題がある。そして、待機児童対策とのバランスの問題も現実的にある。……やはり待機児童がいるということも無視はできない。だから、最小限保育の質が下がらないという担保の下、東京等に限り、面積のところだけは一義的に緩和するということを現実的対応として書き込ませてもらった。しかし、ここに関しても、地価が高いということもあって、東京は確かに面積基準を緩和したら増えやすいということはあるかもしれないが、人員配置に関しては、待機児童が多い東京都であれ、人員は足りないわけではないので例外規定はなしということにした。

(津村政務官) 待機児童の問題は非常に重要で、解決していかなければならない課題だが、そういう問題を解決するのは誰が解決するのかという話。…… <u>待機児童解消が大事な地域は、その地域が判断するし、別の問題がある地域は、別の角度からその自治体が判断する。現場の方を一番知っている人に任せようという話</u>。待機児童を解消するために今回の中途半端な規定を出したのは、いかにも中途半端に聞こえる。(山井政務官) ……分権によって、もし一部の自治体で保育の質が下がる可能性があるのなら、それは今までの民主党の政策とは違うのではないか。そして、いくら分権という大義名分があっても、保育の質を下げて良いとは誰も認めないわけであって、子供手当も含めて、質の高い保育所の増設とセットな訳だが、子育て支援ということを言っている以上、やはり保育の質を守っていくことが今の政権の一番大事なことだと思う。多少すれ違いはあるが、本質は分権論ではないと思っている。

(津村政務官)全く反論はない。私は今の話その通りという中で、付け加えたいのは現場に近い地方の方を 信頼して任せていくことで、今言われたゴールに近づけるのではないかと思う。

また、上記の点以外では、

水道法:水道事業に係る厚生労働大臣の認可の見直しについて、勧告内容は「大臣への事前報告・届出・通知」への変更であるが、厚生労働省は大臣認可の存置を求めた。その理由としては、①水道は替わりのないライフラインであり、国民の生命・健康に直結、②水道法では、水道事業者に対して、安全な水質の確保とともに、常時水の供給を行い、広域的な連携を求め、災害時には他の事業者による緊急応援を求めるなど、特別な仕組みを設けていること、③安全な水を安定的に供給するためには、広域的な連携が不可欠であり、④個々の事業者内の対応だけでは十分ではなく、国が広域的な観点から関与する必要であること、そして、⑤他の公益事業(電気、ガス)も大臣許可制がとられていることが挙げられている。これに対し、内閣府は、「水道事業は地方自治体の事業として定着しており、利用者の健康・安全の確保は事業者である地方自治体が対処すべき課題」、「事前届出該当の要件を拡大しても関与は残る」、「過剰な関与による行政の非効率を生んでいる。自らの責任において実施できるようにすべき」そして「水道事業は原則として市町村が経営するものであり、国の監督は補完的であるというのが基本的なルールであるべき」と指摘した。

高齢者の医療の確保に関する法律:法定給付以外の給付を行おうとする場合等の都道府県知事協議の廃止について、勧告の内容は「知事協議の廃止」であるが、<u>厚生労働省は知事協議の存置を求めた</u>。その理由は、①後期高齢者医療制度については、マニフェストに基づき廃止することとしているが、今後、医療保険制度における都道府県の関与を強化すべきと考

えていること、②このため、多くの広域連合も見直しには反対、③したがって、本規定の取扱いは、医療保険制度に対して、都道府県がどのように関与するかといった本質的な問題を有するものであり、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方を検討する中で、各方面の意見を十分に伺いながら検討したい。これに対し、内閣府は、「地方からは『協議の必要性が不明』との意見」、「同法第133条第1項で、都道府県は後期高齢者医療広域連合の運営が健全に行われるよう必要な助言等をすることとされており、この規定に基づき都道府県として関与すれば、協議まで求める必要はないのではないか」との意見が出された。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律:認定こども園の参酌すべき基準等の見直しについて、勧告の内容は「条例委任」、「利用者の要件」は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」、「参酌すべき基準」の一層の弾力化、大綱化であるが、厚生労働省は「条例委任」について、「利用者の要件」は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」について勧告どおりとし、「参酌すべき基準」の一層の弾力化、大綱化については、現行制度でも職員の配置や資格、施設設備等についてあくまで「参考としての基準」を示しているだけであり、実際に独自の基準を定めている自治体もあるため、「これ以上の弾力化、大綱化を図るべき」とは何を求められているか不明とした。これに対し、内閣府からは、「受け入れられる子どもの数は『参酌すべき基準』とすべき」、「『参酌基準』という、地方の判断に委ねる制度なのだから、地方が自由に発想できるよう、内容の大綱化等を図ること」などと指摘された。

医療法:医療計画の内容の見直し全国一律の算式による基準病床数の算定の廃止について、勧告の内容は「四疾病五事業(がん対策、救急医療等)の目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策」「医療提供施設の整備目標」等の廃止又は例示化、病床規制に用いる基準病床数の全国一律の算定の廃止であるが、厚生労働省は「四疾病五事業の目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策」は存置、「医療提供施設の整備目標」等は勧告どおり廃止又は例示化、そして、基準病床数の算定方式は、平成23年度までに結論を出すこととした。その理由は、①「医療崩壊を食い止め、国民に質の高い医療サービスを提供する」というマニフェストに則り、②国を挙げがん対策や救急医療等に取り組むことが必要、③そのためには、住民の協力を得ながら、地域の医療機関の役割分担・連携を推進、地域の中核的な医療機関の負担を軽減することが必要、とした。以上の厚生労働省の見解に対し、内閣府は「都道府県は医療計画の策定主体であり、地域実情に応じた計画を定めることができるよう内容の義務付けは最小限とすべき」、「基準病床数算定は、都道府県が独自に加減できるよう見直しすべき」、「都道府県が独自に定めた場合には国民の生命・身体の安全確保に支障を生じて、国が実施すれば保障できると主張する理由が何か具体的にあるのか」と指摘されていた。

林業労働力の確保の促進に関する法律: 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の厚労 大臣・農水大臣協議の見直しについて、勧告の内容は厚生労働大臣協議の「事前報告・届出・ 通知」への変更(農林水産大臣協議の廃止)であるが、<u>厚生労働省の対応は基本的に勧告ど</u> おりであるが、厚生労働大臣協議の「事前報告・届出・通知」への変更を求めた。これに対 し、内閣府では「勧告では、厚労大臣の許認可等の権限が関係する事項(労働者の委託募集 に関連する事項)に限って事前報告等を許容している」、「計画内容には、農水大臣の許認 可等の権限に関係する事項はなく、事前報告等の必要はないため、農林水産省の回答は、許 容されない新たな義務付けになるのではないか」と指摘した。

(イ)義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝(環境省・09年11月13日) 自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する 特別措置法7条3項の同意協議(大臣)については同意を廃止するものの、「削減目標量(第 7条第2項4号)、計画達成の期間(第7条第2項5号)と同様に、計画達成の方途(第7 条第2項第5号)についても同意を要しない協議として存置する」ことが環境省より回答さ <u>れた</u>。その理由として、「『達成の方途』としては、国の直轄事業による道路整備(例:国 道1号線第二京阪道路)、国の負担金、補助金等を受けて地方公共団体が行う道路整備(例: 地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消を図るための事業を一定の地区内において面 的・集中的に行う交通安全事業統合補助)、国道と地方道の交差点の立体化(例:原宿立体 |交差点(国道 1 号線 - 横浜市主要地方道 18 号環状 4 号線))、有料道路の料金割引などの社 会実験といった国の事業や国が関与して地方と協力して実施する事業が重要である。また、 低公害車やエコドライブの普及促進については、国及び地方公共団体が自動車製造事業者や 物流業界のような自動車を使用する事業者に対して指導・啓発を行うことにより、達成され るものである。このような施策は、都道府県単独で実施できるものはほとんどなく、国と共 同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関係する 施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国等の施策と整合し、かつ極力効果的・ 効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、『達成の方途』に係る協議は存 置する必要がある」。

また、同様に、水質汚濁防止法第4条の3第3項の同意協議(大臣)については、「削減 目標量(第4条の3第2項1号)と同様に、達成の方途(第4条の3第2項2号)、その他 必要な事項(第4条の3第2項3号)についても同意を要する協議として存置する」旨回答 された。その理由は、「『達成の方途』及び『その他必要な事項』としては、国の補助金等 を受けて地方自治体が行う事業(例:下水道整備や浄化槽整備による生活排水対策、農地や 家畜からの汚濁負荷削減対策、海底にたい積した汚泥のしゅんせつ、海底の汚泥を良質な砂 で覆う覆砂、海浜や浅場等の整備による直接浄化)、国と複数の地方自治体が一体的に行う 事業(例:東京湾、伊勢湾、大阪湾、広島湾で行われている水質一斉調査、瀬戸内海環境保 全月間等による普及及び啓発)が挙げられる。このように、国の財政的支援が伴う施策など、 国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国 の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であること から、『計画達成の方途』及び『その他必要な事項』に係る同意協議は存置する必要がある」 からである。

これに対し、内閣府では、前者については「道路整備等との整合については、都道府県、 市町村、地方行政機関(地方整備局、運輸局等が参加)等で組織する協議会が法に基づき設置されている」のであるから「当該協議会の場において計画内容に関する意見聴取等を行えば十分ではないか」、後者については、「国にとして削減量の総量規制・管理に当たっては、各都道府県の削減目標量が確認できれば十分であるはず」であり、「他省府との整合性を気にしているようだが、これまでの事例を見ても、目標達成のための定量的・具体的な事項の記載は限られており、国が同意するまでの必要はない」として、勧告の実施を求めた。

これら自動車 $PM \cdot NOx$ 法及び水濁法については、つぎのような政務官同士のやりとりがあった。

出席者: 津村啓介 内閣府大臣政務官, 大谷信盛 環境大臣政務官

(津村政務官) 今回、窒素酸化物、水質汚濁についての「計画達成の方途」と「その他事項」の同意協議を勧告どおりに見直してもらいたい。……国としては削減目標量が主眼であると理解しており、そのためにどういう形で計画達成の方法を考えるのかは地方に委ねられるのではないか。……実際の計画にどういうものが書いてあるかをつぶさに見てみても、環境省が懸念するような国の政策に干渉するような内容にはなっていない実態もあるので、ここは県の責任で計画を策定することで大きな問題は生じないのではないか。それが我々の理解。……

(津村政務官) 地域にできることは地域にちゃんとやってもらおう。地域に出来ないところを国で補完性の原理でやっていこうということだと思うが、そう考えた時、この4つの計画の中で、窒素酸化物と水質汚濁のところを、何故特別視するのか。ひとつ私たちなりに考えると、確かに下水道や浄化槽の問題、あるいは低公害車の普及促進と言った、他省庁にまたがるテーマもあるのでそういった意味で少し丁寧に考えているのかとは想像できる。しかし、そこはやはり地方議会のチェックが働く、首長も選挙がある、そういう中でおかしなことをやれば、まず一義的には地域の責任で市民県民の方がチェックすることができる。それが、地域主権なのだから。もちろん国が全く手を離すということではなく、削減目標量については同意協議があるわけだし、きちんと最低限のものは担保できていると思う。そのやり方までというと、まさに手取り足取りという話になってしまい、理解し決断してもらった他の項目との整合性があやしくなってくるのではないか。事務方の人が過去の経緯や他省庁への目配りで苦労しているのは分かるが、まさにこういう部分こそが政治主導で突破していく壁なのかと思う。

(大谷政務官) 哲学は津村政務官が言ったことと、同じことを言っているし、何の差異もないと思う。……ただ、各省庁持っている事業、規制、目的等は、全ては国民生活を豊かにするための目的と役割分担がある。その中で、その国民生活の向上にできるような構造になっているか、なっていないかは見極めて、我々政治家としては判断しなければいけない。上の2つとの差異はなんだと言ったが、ダイオキシンと大気汚染については、どうやって政策目的を達成するかというと、規制なのだ。ルールを作って、そのルールを守っているか、守ってないかをしっかり見ていこうというもの。そこには、事業が入らない。省庁だけではなく、自治体、都道府県、警察など色々な役所が入ってやっていくということはなく、行動がなくて、ルールだけで規制していくというアクション。これは、許して大丈夫だろうと。下のNOx・PM法と水質汚濁防止法については、今の状態では政策の目的を損ねるような可能性があるからダメなのだという判断をしている。その理由は、今の我が国の構造であるが、これから我々が地方分権で変えていく。例えば道州制とか広域における行政の連携ができたとしよう。その場合、NOx・PM法であるなら、東京、大阪という大都市圏を対策地域としている。例えば大阪であるならば、兵庫、和

歌山、京都、奈良があって、その横に滋賀があって、そのへんで車の交通量が多いからということで総量削減計画を策定しているのだが、この計画は周辺都道府県全部に関係してくる。道路がまたがったり、信号はご存知の通り警察が関係したり、いろんなところが関係してくる。協議会のようなものを作ってやったら良いではないか、主要な都市が一つのチーム、ボードみたいなのを作って運営していけば良いのではないかといろんな事を考えた。それでもできるのかもしれないが、多分今の場合で言うと、この大気を守っていくためには、国がある程度上手なプロデュースをやった方が目的達成には効率的であろうという判断を政務3役でさせて頂いた。それは逆に地方分権が構造上進んでいき、広域連合のようなもの、基礎自治体と基礎自治体が結びついてテーマごとに委員会の様な物が作れる構造になっていけばまた違っていくと思う。

(津村政務官) どうも霞ヶ関のお役所は「地方に任せてしまうと心配だ、なんかとんでもないことをやったらどうしようと。後で責任を問われるのは自分たちだと。危ないから任せられない」と、言い方は悪いが<u>地方自治体を信頼してない</u>。そこは霞ヶ関の方々後ろにいらっしゃる方々には悪いが、もう少し現場感覚のある地方自治体の皆さんとも常日頃から接している我々政治家が、「いやここは彼らにもきちんと規律が働いているよと。選挙もあるのだし我々だって身近にいるわけだから、ここはもっと大人扱いしましょう、地方の皆さんと対等に」と言っている……。

(大谷政務官) それは能力的には一緒だと思っているし、言ってる事はその通りで、補助金の中身以外は 能力は対等だと思ってやっていかなければいけない。

……それにプラスして、何でも地方がやれば良いという話ではなく、大人扱い、子ども扱いではなく、例えば用意してもらった資料を使用すると、水質総量削減計画の方を見ると、……都道府県 47 の中だけでの国が全く関与しない形で水質の管理観測そして政策のフィードバックをしてさらに補修しなおすとなったらどこかで抜けるのだろうなと思う。これがもっともっと今以上の都道府県の制度が進み、交付金も自由に使えるようになっていけばもっともっと現場に近いところで現場の人の責任で地方分権をやっていければよいと思う。だから言ってる事は一緒だが、今現時点では無理である。我々が地方分権の構造自体も変えて進めていけばそうなるのだろうなと思っているが、政策目的を厳格に達成するためにはこのNOx・PM法、水質汚濁防止法の部分はしんどい。どんな方法で大気を守っていくのか、もしくは水を守っていくのかという事になれば、今の上から下へ補助金を使っていくような構造の中ではそれなりに国が入った形でチームを作らないとできないというのが政務3役の答えである。

(津村政務官) 鶏か卵かではなく、鶏も卵もだと思う。

(大谷政務官) 旧政権だったら勧告はいっぱい出すがほったらかしだったのではないか。そういうのが 10 年続いてきたから、それを思えば卵が先か鶏が先かは両方だが、それはやはり穴は一個しかないから徐々に出てくるのではないかなと理解している。

結局、議論はあったものの、そのまま存置されることとなった。

(5) 地方分権推進計画の閣議決定

12月14日 地域主権戦略会議で「地方分権改革推進計画(案)」がしめされた。

12月15日 閣議決定 「地方分権改革推進計画」では、地方要望分を中心として、次のように定めた。

その概要は、次のとおりである。

義務付け・枠付けの見直し(一覧表)

地 方 要 望 分	条項数	勧告実施	一部実施	実施困難
厚生労働省				
①公共職業能力開発施設の職業訓練の基準の条例委任	2	0		
②児童自立支援施設の職員資格の制限を廃止	1	0		
③保育所等の福祉施設の基準の条例委任	18		○一条項は勧告実	
			施	
④認定こども園の基準(文科省共管)の条例委任等	2		0	
⑤林業労働力確保計画の大臣協議(農水省共管)の廃止等	1	0		

⑥水道事業の大臣認可を事前報告	5		○一部は実施困難	
⑦後期高齢者医療に関する知事協議の廃止	1			0
⑧国民健康保険に関する知事協議の廃止	1	0		
⑨医療計画の内容義務付けの見直し等	1		0	
環境省				
①自然環境保全特別地区指定の大臣協議を廃止等	1	0		
②ダイオキシン総量削減計画の大臣協議を廃止等	1	0		
③指定ばい煙総量削減計画の大臣協議を廃止等	1	0		
④N0x 等総量削減計画の大臣協議を廃止等	1		0	
⑤水質汚濁総量削減計画の大臣協議を廃止等	1			0

その他	条項数	勧告実施	一部実施	実施困難
厚生労働省				
①指定知的障害児施設等の福祉施設の基準の条例委任	7		0	

1 地方分権推進計画における施設・公物設置管理の基準の見直し

[厚生労働省関係]

(1) 児童福祉法

・指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準(24条の12第1項)並びに当該施設の設備及び運営に関する基準(同条2項)を、条例(制定主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・児童自立支援施設の職員に関する規定(施行令36条5項)は、廃止する。
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する 基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の 防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、 その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっては、 東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、 「標準」とする。

(2) 老人福祉法

・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(17条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する 基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の 防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、 その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(3) 職業能力開発促進法

・公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準(15条の6第1項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準 (15条の6第3項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(4) 介護保険法

・指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービ

スに従事する従業者の員数に関する基準 (74条1項、78条の4第1項、115条の4第1項、115条の14第1項)並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準 (74条2項、78条の4第2項、115条の4第2項、115条の4第2項、115条の4第2項、115条の14第2項)を、条例(制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする(ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とする。)。

・指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準 (88 条 1 項、97 条 2 項(ただし、医師及び看護師を除く。)、110 条 1 項)並びに当該施設の設備及び運営に関する基準 (88 条 2 項、97 条 1 項(ただし、療養室、診察室及び機能訓練室を除く。)及び 3 項、110 条 2 項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(5) 障害者自立支援法

・指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準 (43 条 1 項) 並びに当該サービスの事業の設備及 び運営に関する基準 (同条 2 項) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(44条1項)並びに当該施設の設備及び運営に関する 基準(同条2項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(80条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する 基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等 に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設 備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(84条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する 基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の 防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、 その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(文部科学省と共管)
- ・教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準(3条1項1

号及び2号、2項1号)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・認定こども園の表示に関する基準(6条2項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

なお、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律における施設等基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏 まえ、国の基準の在り方を再検討する。

[環境省関係] なし

2 地方分権推進計画における協議、同意、許可・認可・承認の見直し

[厚生労働省]

- (1) 水道法
- ・地方公共団体による事業認可(6条、26条)に係る申請事務の簡素化を図る。
- ・地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更 (10 条、30条) の範囲を大幅に拡大する。
- (2) 国民健康保険法
- ・市町村が一部負担金の割合を減じようとする場合その他政令で定める場合における都道府県知事への協議(12条)は、廃止する。
- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律(農林水産省と共管)
- ・都道府県知事の基本計画の策定又は変更に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議(4条3項)に関し、当該計画の内容のうち、雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項並びに就業の円滑化のための措置に関する事項(同条2項3号及び4号)に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、事前報告・届出・通知とし、その他の事項(同条2項1号、2号及び5号)に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、廃止する。

〔環境省〕

- (1) 大気汚染防止法
- ・都道府県知事の指定ばい煙総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議(5条の3第3項)に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間(同条第1項4号及び5号(ただし、計画の達成の方途を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とし、計画の達成の方途(同条第1項5号(ただし、計画の達成の期間を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。
- (2) 自然環境保全法
- ・都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定又は区域の拡張に係る環境大臣への協議 (49 条 1 項) は、廃止する。
- (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別 措置法(平4 法 70)
- ・都道府県知事の窒素酸化物総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議(7条3項)は、 同意を要しない協議とする。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・都道府県知事の総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議(11 条 3 項)に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間(同条 1 項 3 号及び 4 号(ただし、計画の達成の方途を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とし、計画の達成の方途(同条 1 項 4 号(ただし、計画の達成の期間を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。
- 3 地方分権推進計画における計画等の策定及びその手続の見直し

[厚生労働省]

(1) 医療法

- ・都道府県の医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定(30条の4第2項9号及び13号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・基準病床数制度のあり方については、各都道府県の次期医療計画の策定時期に合わせ、平成23年度までに結論を得ることとする。

[環境省関係] なし

(5) 国会における審議の経過と質疑

以上の地方分権推進計画の内容を実現するため、第1次一括法案が提出された。第174国会では、参議院先議により、下記のとおり、提案・可決され、衆議院の審議は閉会中審査のまま、第177国会まで継続した。

第 174 国会

議案件名 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

参議院議案受理年月日 平成 22 年 3 月 29 日

参議院付託年月日/参議院付託委員会 平成22年4月7日 / 総務委員会

参議院審査終了年月日/参議院審査結果 平成22年4月27日 / 可決

参議院審議終了年月日/参議院審議結果 平成22年4月28日 / 可決

衆議院予備審査議案受理年月日 平成22年3月29日

衆議院議案受理年月日 平成 22 年 4 月 28 日

衆議院付託年月日/衆議院付託委員会 平成22年5月25日 / 総務委員会

衆議院審議終了年月日/衆議院審議結果 / 閉会中審査

第175国会

案件名 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

衆議院付託年月日/衆議院付託委員会 平成22年7月30日/総務

衆議院審議終了年月日/衆議院審議結果 / 閉会中審査

第 176 国会

議案件名 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

衆議院付託年月日/衆議院付託委員会 平成22年10月1日/総務

衆議院審議終了年月日/衆議院審議結果 / 閉会中審査

第177 国会では、下記のとおり、修正のうえ可決されたが、厚生労働省・環境省関係の修正はなかった。詳細は、2 制度の内容 を見ていただきたいが、法案の概要は以下のとおりである。

①施設・公物設置管理の基準の見直し

児童福祉法(児童福祉施設等)、老人福祉法(特別養護老人ホームおよび養護老人ホーム)、介護保険法(指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型サービス等、指定介護老人福祉施設の設備及び運営並びに介護老人保健施設の設備及び運営)、障害者自立支援法(指定障害福祉サービス等およびそれ以外の障害福祉サービス、指定障害者支援施設等、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム、障害者支援施設の設備及び運営)の一部改正では、施設・サービスの人員・設備・運営基準を都道府県等の条例に委任する。原則として、人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、利用定員は「標準」、その他は「参酌基準」とする。なお、附則で、保育所の居室面積基準は、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までは「標準」とする。

職業能力開発促進法の一部改正では、都道府県の行う施設外訓練及び委託訓練に関する基準を都道府 県条例に委任すると共に、厚生労働省令で定める基準を「参酌基準」とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正では、認定子ど も園の認定要件の基準を都道府県条例に委任すると共に、入所・入園資格基準は「従うべき基準」その 他は「参酌基準」とされた。

②協議、同意、許可、認可、承認

林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正では、林業労働力確保基本計画の策定・変更におけ る農水大臣・厚労大臣への「協議」をあらかじめの「報告」とした。

③計画等の策定及びその手続

医療法の一部改正により、医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備目標に関する事項等の 規定について、定める義務から努力義務へ変更した。

なお、政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

そして、施行期日は、①直ちに施行できるものは公布の日(平成23年5月2日)から、②政省令等の整 備が必要なものは 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)、そして、③地方自治体 の条例や体制整備が必要なものは平成24年4月1日とされた。

なお、以下では、第174国会参議院では審議されており、重要と考えられるものもあるため、参考までに、主要な質 疑を取りあげておく。

- ・従うべき基準と「責任」の所在(第174回国会参議院総務委員会、厚生労働委員会連合審査会会議録1号(平成22年
- ○西島英利君 「生活とか、それから生命の問題がございます。そういう視点からいきますと、この従うべき基準、標 準、参酌すべき基準、これを振り分けておられるわけですね、今回、運営基準等々も。それから広さとか、それから 人員基準とか、そういうふうに振り分けておられるわけでございますが、その目安はどういう考え方でそれぞれに振 り分けてこられたのか、もしお分かりであればお教えいただきたいと思います」。
- ○国務大臣(長妻昭君) 「今おっしゃられた三つの基準というのがあります。その中で、やはりナショナルミニマム と申しましょうか、これを自由に地方によって変えると深刻な悪影響が出てくる、こういうものについては最低限度 の基準というのを国家としてそれは保障する必要があるんではないかということでございまして、今回も保育所の一 部あるいは老人関係の施設の一部については従うべき基準としてお話を申し上げておりますが、それ以外の、例えば、 最低限度のものは前提とした上で、あとはサービスを競い合っていただくと、自治体ごとに。それについては基本的 には自由に、地域主権の考え方の下お任せをして、地域の住民が自分たちで決めていくと、こういう考え方の仕分を させていただいております」。
- ○西島英利君 「ここも一つのポイントだと思うんですけれども、従うべき基準、でもそれは条例に落とすことができ ると。そうなったときの<u>責任の問題</u>ですね。つまり、条例で決めるわけですね。ですけれども、その基準は国が決め ると。何か起きたときの、じゃ責任はどこが取るのかということについて総務大臣の御見解をお聞きします」。
- 「これも本質的な御質問でございまして、条例、つまり地方議会のこれは今在り方も六団 ○国務大臣(原口一博君) 体を中心に御議論いただいていますけれども、まさに地方議会の議員の先生方、その方々が私たち立法府におる者と 同じように立法、つまり条例を制定する権限を持つということを御議論いただいています。権限を持つということで あれば、それは権限の裏腹の責任も<u>持つということでございまして</u>、まさに、先ほど森委員にもお答えをいたしまし たけれども、地域主権改革が責任の改革であるというのはまさにそのゆえんでございまして、国が基準を決めれば、 それはやはり一義的に国が責任を持ちます。しかし、条例で、上書き権みたいな話がございますけれども、 踏み込まないにしても、自ら決めればその議会、その地方自治体が責任を持つと、こういう形になると思います」。 _(一部略) 「国が従うべき基準であると決めた場合は国が責任を持たなければならないと考えます」。
- 〇山下芳生君 「何で最低基準を削除するのかということになるんです。これまでと全然違うことになりますね。……

・従うべき基準と児童福祉法の最低基準(第174回国会参議院総務委員会会議録11号(平成22年04月13日))

- これをやりますと、国の責任、子供たちに最善の環境を提供しようという決意や哲学を投げ捨てるものだと、私はならざるを得ないと思っております」。
- ○大臣政務官(山井和則君) 「児童福祉施設最低基準は、上記の目的を達成するために、これを下回った基準での児童の育成が行われないための、文字どおり最低基準として国が定めているものでありますが、今回、最低基準を地方自治体の条例に委任したとしても、社会情勢の変化等を踏まえ、地方自治体において引き続きその向上に努められるべきものであると考えており、最低基準を向上させるという理念が失われるものではないと考えております」。
- ○山下芳生君 「児童福祉法の改定案四十五条の二項にある厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとするの中に ある、<u>厚生労働省令で定める基準というのは、現在の児童福祉法の最低基準として定められている内容と同一なのか</u> ということなんですね」。
- ○大臣政務官(山井和則君) 「今回の法案でも、児童福祉施設最低基準については次の三点、つまり、設置する従業者及びその数、そして二番目に居室の床面積、三番目、児童の適切な処遇及び安全の確保、秘密の保持、健全な発達等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定める事項といった児童に対するサービスの質に大きな影響を与える基準については、遵守すべき基準として、厚生労働省令で定める全国一律の基準に従い、都道府県等は条例を設置することとしております。さらに、児童福祉施設最低基準に関しては、子供の健やかな育ちに深刻な影響を生じてはならないと考えておりまして、その厚生労働省令で定める基準については、現行の基準を基本に考えております」。「いずれにしましても、具体的な基準については、この法案の審議を踏まえ改正法施行までに厚生労働省において検討し、基準について規定したいと考えております」。
- ・ナショナルミニマムと基準論(第 174 回国会参議院総務委員会、厚生労働委員会連合審査会会議録 1 号 (平成 22 年 04 月 22 日))
- ○近藤正道君 「これまで保育に関する国の基準は、認可のみならず無認可にとってもこれが支障となっておりまして、 各自治体が最低基準に上乗せする形で保育の充実が図られてまいりました。この基準は、全国どこでも一律に保障さ れるべき社会保障の最低基準、ナショナルミニマムと考えられてまいりました」。「原口大臣は、郵政問題ではユニ バーサルサービス、こういうことを大変重視されております。私はそのことを大変心強く思っている一人でございま すが、このユニバーサルサービス、これは日本中どこでもナショナルミニマム、これを保障する、享受できる、こう いう私は考え方だろうというふうに思っておりまして、このユニバーサルサービスとナショナルミニマムというのは まさに表裏一体の関係、こういうふうな関係にあるんではないかと、こういうふうに思っております」。「<u>今回の一</u> 括法案のように、最低基準を自治体の条例にゆだねる、しかも国が示す物差しを参酌すべき基準、標準と緩和した場 合、財政的な制約から保育に対する自治体の取組が後退をして、ひいては子供の命にかかわる、今ほどさんざん議論 ありましたけれども、こういう事態が生ずるのではないかという懸念の声が当然出てくるわけでございます」。「本 来、国が最低基準を保障して、譲ることのできないナショナルミニマム、こういうものをしっかり定める、その上で 自治体が地域のニーズに応じて独自性を発揮すべき地方行政、地域主権、この立場からそれぞれについて理由だとか 理念だとかあるいは基本的考え方を示して、そして国民的合意が形成される、これが地域主権改革の私は出発点であ <u>るべきではないかと、こういうふうに思っているわけでございます」。「原口大臣にお尋ねをいたしますが、ナショ</u> ナルミニマムについてどのような定義をされているのか、そしてナショナルミニマムと地域主権改革のそれぞれにつ いて、あるいは両者の関係についてどのように考えておられるのか。一括法案はナショナルミニマムを規制緩和する んじゃないかと、こういう議論が繰り返し出てくるわけでございますが、どのようにお考えになっておられるのか、 併せてお考えをお聞かせいただきたいと思います」。
- ○国務大臣(原口一博君) 「大変本質的な御議論、ありがとうございます。私は、今委員がおっしゃるように、広くあまねく、そして簡保法一条あるいは郵貯法一条、もうこれなくなってしまいましたけれども、そこにある理念、ユニバーサルサービスという理念を今回の郵政改革法案においても徹底すべきだと、その上で国民に郵政事業における権利を保障すべきだということで、委員にも大変御指導いただいて法案をまとめさせていただきました」。「また、今のナショナルミニマムということでございますが、国の責任といったときに、これは国民の責任でもあります。主権者が主体的にこれは地域をつくり、国をつくっていく、そこには学びがなければなりません。このナショナルミニマムについても国民も責任を負っておるわけでございます。福祉施設の基準については、これまで中央省庁が全国画一的な基準を制定し、地方自治体がそれを受け入れるという形で実施をして、結果としてPDCAサイクルが機能しない場合もございました」。「ですから、私たちが申し上げているのは、地方、これは先ほどおっしゃるようなこと

が起きてきたのは、財源や税源、それを担保せずに、そして三位一体改革で減らす中で、ただただあなた方勝手になさいよと言えば、これは委員がおっしゃるようなことになります。ただ、自らの地域について自ら地方議会の方々が責任を持ち、そして今のナショナルミニマムをお互いに補完をし、チェックをし、強化していく、こういう観点から私は地域主権改革ということを提案をさせていただいているということでございます。そのミニマムは、すべての人たちが補強していく、あるいはさらに、お互いが支え合っていく、こういう積極的な意味で御提案をさせていただいているところでございますので、また御指導をよろしくお願いいたします」。

○近藤正道君 「厚労大臣は、国が最低限の合理的な基準を決める、そして地方は最低基準を超える部分についてサービス向上競争をしていただくのが基本だと、ナショナルミニマム研究会とも連動して検討していきたいと、こういうふうにおっしゃっておられます」。「今回、保<u>育、介護、福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもの、すなわち人員の配置基準あるいは居室面積基準、さらに人権に直結する運営基準につきましては地域主権改革の例外としてナショナルミニマムとされたわけでありますが、この一線は今後もしっかりと維持されるんでしょうか。あるいは、今回の対応は場当たり的なやり方ではないかと、こういう議論もあるわけでありますが、きちんとそのナショナルミニマムの大きなビジョンを示した上で、個別の事業について国と地方のどちらが担うべきか仕分をする必要があるんでは私はないかというふうに思うんです」。「ナショナルミニマム研究会、これが今機能して仕事をいろいろしているわけでありますが、このナショナルミニマム研究会は本来そういう場ではないのかと、私はそういうふうに思うんですが、大臣の所見をお伺いしたいと思います」。</u>

○国務大臣(長妻昭君) 「まさに、国家の役割は何か、地方の役割は何かという、これは哲学にかかわる問題だと思います。国家の役割は国防、外交というのはよく出てまいりますけれども、じゃ厚生労働行政の中で担う最終的な国家の役割ということについて、私は一つのキーワードはナショナルミニマムではないかということで研究会を立ち上げました」。「その意味で、今おっしゃっていただいたような深刻な悪影響というお言葉をいただきましたけれども、まさにそういう観点から見て、ここは最低限あまねく地方も守っていただいて、隣の県ではこうだけどこっちでこうだということがあってはならない。しかし、それは決して余り大きなレベルではなくて、その部分は地方は決めるわけでございまして、最低限のものについては国が基準をお示しをして、それを超える部分はいろいろな創意工夫や財源措置などなどで地方が独自にいろいろな措置をしていただく、基本的にはそういう考え方でありますけれども、時代とともに最低基準の考え方というのは変わりますので、それについては不断の見直しをしていくという姿勢が重要だということだと思います」。

- ○近藤正道君 「三次勧告では、保育士の資格、保育士等の配置数あるいは面積基準が権限移譲、規制緩和の対象に挙げられました」。「<u>附則の四条で、ナショナルミニマムの例外として、保育所の居室面積基準については、東京等に限って、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由があれば自治体が条例で異なる基準を設定できる</u>。この間、さんざん議論してきたわけでございますが、厚労大臣、その東京等あるいは一時的、これは省令で規定するわけでありますけれども、待機児童がどの程度存在すれば地域指定され、そしてどの程度解消すれば一時的措置は解消されるのか、何をもって判断されようとしているのか、お考えをお尋ねしたいと思います」。
- ○国務大臣(長妻昭君) 「今おっしゃられた東京等という措置については、これは一時的に待機児童を解消するという一つの目的があるわけでございます。当然、全体の定員を増やすというのは、これはもう我々として全力で取り組まなければなりませんが、<u>その間の措置として、基本的な考え方は、我々データを取ると大都市部に待機児童というのが多いわけでございますので、保育所を整備するための場所の確保が困難な大都市部ということを想定しておりまして、一つは地価が高いというのも判断基準になると思います。そして、期間については一定の待機児童数が減るということの期間ということでございまして、これについては、法案の御審議、成立をいただいて、省令として国民の皆さんに説明できる基準を提示をしてその指定をしていきたいと思います」。</u>
- ○近藤正道君 「附則の四十三条には、施行の状況を勘案して基準の在り方について検討を加え、結果に基づき必要な 措置を講ずる、見直しを規定しておりますが、検討するのはだれがいつまでに検討されるんでしょうか」。
- ○国務大臣(原口一博君) 「今、保育所の居室面積基準についてのお尋ねでございますが、一定の地域において一定の期間、保育所の居室面積の基準について標準とすることを規定をしているということでございますが、この義務付け・枠付けの見直しは、国よりも現場に近い地方自治体において住民の代表、議会の審議を経て、そして条例により福祉施設の基準を決定し、自ら定めた条例に基づき実施するように改めるものでございます」。「先ほどのナショナルミニマムの御議論で一つ申し上げておきたいのは、委員にも大変なお力添えをいただいて公共サービス基本法を作

らせていただきました。あれは公共サービスにおける国民の権利を明定して、それを国、地方がどのように保障するかという法律の立て付けになっております」。「今委員がおっしゃるようなナショナルミニマムについても、一義的にはこれは国が保障しなきゃいけない。しかし、命を守るとか子供たちのはぐくみを守るというのは、これは地方自治体にも責務が掛かっておるわけでございまして、仕分の議論ではなくて協働の議論で、だれかに責任を押し付けるものではなくてみんなが補完をしながら守っていく、それがナショナルミニマムであるということも併せて御答弁をさせていただきたいと思います」。

(ア) 審議の経過

本法案における国会での手続及び審議は以下のとおりであった。

提出日 平成 22 年 3 月 29 日 (月)

件名 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (第 174 回国会内閣提出第 56 号):衆議院の修正により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (第 177 回国会内閣提出第 49)

【衆議院】

付託日 平成23年1月24日(月)

付託委員会 総務委員会

委員会審査経過 平成23年4月14日(木) 趣旨説明聴取

平成23年4月19日(火) 政府参考人出頭要求決議、質疑

平成23年4月21日(木) 政府参考人出頭要求決議、質疑

修正案の趣旨説明聴取、討論、採決、附帯決議

修正案 小川淳也君外3名(可決)

議決日 平成23年4月21日(木)

議決結果 修正

会派態度 多数 賛成会派 民主、自民、公明、社民、みんな

反対会派 共産

附带決議 古賀敬章君外3名(可決)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に 対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 二 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。
- 三 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方の寄附等を前提とする 不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等 の遵守を継続的に監視するための措置を含む十分な担保措置を講ずるとともに、地方公共団体が不適 切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事 態が発生しないよう万全を期すること。
- 四 基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずること。
- 五 基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実

確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、 引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の 見直しを進め、これを地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮して 移譲を行うこととするとともに、これを引き続き出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府 省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

本会議議決日 平成23年4月22日(金)

議決結果 修正

会派態度 多数 賛成会派 民主、自民、公明、社民、みんな、国民、日本、国守 反対会派 共産

【参議院】

衆議院から受領/提出日 平成23年4月22日

本付託日 平成23年4月25日

付託委員会等 総務委員会

委員会議決日 平成23年4月28日(木)

議決結果 可決

付帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 二、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。
- 三、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方公共団体の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の行為を継続的に監視するための立法措置を含む十分な担保措置を講ずること。また、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。
- 四、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、 都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。
- 五、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充 実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努 め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、地方の意見・要望を踏まえつつ、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮するとともに、引き続き国の出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

右決議する。

本会議議決日 平成23年4月28日(木)

議決結果 可決

公布 平成 23 年 5 月 2 日 (月) 法律第 37 号

(イ) 質疑

- ①従うべき基準等の相互関係 第177回国会衆議院総務委員会(平成23年4月19日)
- ○重野委員 「委任に際して、自治体が条例によるべき国の三つの段階の基準が設けられている。もっと詳しく言うと、従うべき基準、標準、参酌すべき基準、こういう三つに分けられているわけですが、それぞれの基準にこの設置管理基準というのはどのように振り分けられたのか、私はちょっとわかりにくい。そこ辺の説明をお願いいたします」。
- ○片山国務大臣 「これは一般論で言いますと、コアとなるような要素といいますか、一番重要な要素というのは従うべき基準になっている。それから、逆に、必ずしもコアでないという部分については参酌すべき基準になっている。これが一般論だろうと思います」。「例えば、具体的に障害者の皆さんの福祉施設の基準などをとってみますと、従うべき基準の中には一人当たりの居室の床面積というのが入っているわけであります。確かに、一定の居住水準を保とうと思いましたら必要な床面積ということが求められますので、これを従うべき基準にするというのは妥当だろうと思います」。「他方、居室定員というのは参酌すべき基準になっております、四人以下という。これは、大きな居室でありますと、一定の一人当たりの床面積を確保しながら、多少人をふやすことも可能である。生活水準といいますか、居室の水準を落とすことなく多少人数をふやすことは可能であるというような意味合いが多分あるんだろうと思いますけれども、そこは、必ずしも従うべき基準ではなくて、参酌すべき基準にしている」。「いずれにしても、従うべき基準として一人当たりの床面積が確保してあればそれ相応の水準が維持される、こんな考え方だろうと思います。具体例で申し上げましたけれども、一番コアとなる部分について従うべき基準にしているというふうに私は理解をしております」。
- ②従うべき基準等の使い分け 第177回国会衆議院総務委員会(平成23年4月19日)
- ○重野委員 「三つの分け方の中で、全部が書かれていない。例えば、ある部分は従うべき基準、それから 標準的な基準、あるものは参酌すべき基準というふうに使い分けがされているんですが、その三つのうち 二つが書かれているけれども一つはないというふうなものがあるわけですね。何でそんなことになるんだろうか」。
- ○片山国務大臣 「三つの基準に分類はしておりますけれども、個々の法律において、三つを記述する必要がある場合と、必ずしもそうでない場合があると思います」。「極端な話を言いますと、<u>従うべき基準だけ書いておけばそれで事足りる、そういう分野もあるはずでありますし、すべてが参酌すべき基準でいいというような分野もあるかもしれない。それは、それぞれの法律の内容がカバーする領域の状況によって異なる</u>んだろうと思います」。「最終的には自治体が条例で決めるということになりますから、そこにおいて必要なことを、ある場合には法律によって従うべき基準を使うということだし、ある場合には標準とか参酌すべき基準をそれぞれ標準としたり参酌をしたりしながら、自治体の議会においてよく審議をしながら妥当な結論を得ていく、これが法律の仕組みと期待するところだろうと思います」。
- ○重野委員 「障害者自立支援法の改正で、従うべき基準として人権に直結する運営基準というのが挙げられているんです。他方、その他の運営基準は参酌基準となっている。しかし、この参酌基準の中には、居室定員四人以下などの項目も含まれているわけですね。この基準が引き下げられれば、当該者にとってみれば劣悪な処遇が発生する可能性が増してくる」。「そこで、居住の条件は人権に直結する問題ではないのか。障害者自立支援法の中では、従うべき基準として人権に直結する運営基準が挙げられている。そこでは人権に直結するという言葉が使われているけれども、実態論として、居室定員についてその基準が引き下げられるということは、これは人権という点から見れば後ろ向きの話ではないのかという指摘を私はするんですが、大臣、そこ辺についてはどうですか」。
- ○片山国務大臣 「その点については、私も非常に重要だと思います」。「一方で、<u>一人当たりの居室の床</u> 面積は例えば九・九平米以上というふうに、従うべき基準として定めているわけです。したがって、最低

限と言うと語弊があるかもしれませんけれども、居住空間として必要な面積の最小基準というのは、自治体が従わなければならないというふうになっているわけです」。「その上で、あわせて、一室当たりの居室定員をどうするか。四人以下というのは、参酌すべき基準として、必ずしもリジッドな、厳格な規則として定められていないということだろうと思います。仮に、居室定員を参酌すべき基準として、それだけで終わり、それ以外何もないということになりましたら、御懸念のようなことはあると私も思いますけれども、一人当たりの床面積が別途定められておりますので、そこは、仮に自治体が変なことをしようとしたとしてもできないような仕組みになっていると思います」。

- ○重野委員 「私は、参酌基準の中に入れるところが問題だという指摘をしているんですね。これは当然、 障害者自立支援法の改正の中でも、いわゆる人権という問題が非常に重視されているわけです。人権に直 結する運営基準というものが取り上げられているわけですね」。
- ○片山国務大臣 「もし、おっしゃるとおり、<u>すべてこの参酌基準をやめて、もう従うべき基準にせよということでありましたら、地方分権も地域主権改革も根っこから否定することになるわけであります</u>。やはり基本的には自治体で自主的に判断をしてそれで決めてくださいということが、基本的方向として私は正しいと思うんです」。「ただし、そのことによって本当に弱い立場の人たちに劣悪な環境しか提供できないということになりましたらそれは大きな問題でありますので、必要最小限の部分に限って、具体的には従うべき基準という形で遵守を要請しているという、このバランスだろうと思うんです」。「もちろん、できるだけ従うべき基準を多くすることによって、弱者、弱い立場の人たちを守るべきだという議論もあると思います。他方、できるだけ地域のことは地域で決めるという地域主権改革、地方分権改革の精神というものを大事にすべきだという考え方もあろうかと思います。それのバランスといいますか兼ね合いのもとにこういう三つの基準が設けられたものだと私は理解しております」。
- ③障害者自立支援法における各種基準について 第 177 回国会衆議院総務委員会(平成 23 年 4 月 19 日)
- ○塩川委員 「今回の法案について、障害者の権利を後退させる重大な内容が含まれているとの指摘が障害当事者の方から出されております」。「今回の地域主権推進一括法案において、指定障害者支援施設の基準の一つであります居室定員四人以下は条例委任の対象となりますが、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の扱いについて、厚生労働省は、もちろん法案が成立して以降に、省令を定める際に検討していくというお話だと思うんですけれども、しかしながら、昨年の段階でこの法案が既に出されている」。「法案提出後に障害者団体に厚生労働省から示されたペーパーにおいては、指定障害者支援施設等の基準に係る条例委任の考え方というペーパーで、居室定員四人以下について、厚労省はそもそもどのように整理をされておられるんでしょうか」。
- ○小林大臣政務官 「この法案では、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるという考え方に基づいて、現行法では障害者自立支援法に基づき厚生労働省令で定めている指定障害福祉サービスの事業等に係る基準を条例に委任することとしております」。「その際、国が定める基準が条例の内容をどの程度拘束するのかという点については、地方分権改革推進委員会による第三次勧告において、条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えるべきとされているため、従うべき基準とするものについては、人員配置基準や居室面積基準等に限定することとしております」。「こうした考え方から、お尋ねの居室定員については、従うべき基準ではありませんけれども、自治体がこの基準と異なる判断をする場合には説明責任を負うことになる参酌すべき基準とすべきものと考えております」。
- ○塩川委員 「居室定員四人以下について、参酌すべき基準ということであります。もちろん、自治体の説明 責任というのはつくわけですけれども、従来のように拘束されるものではない。つまり、自治体が参考には するけれども、拘束はされないというのが参酌すべき基準となります」。「そうなれば、<u>財政力の違いですとか、あるいは障害者福祉の理解度によって自治体間の格差が生まれることになりはしないか、そういう懸念を強く持つわけですが、厚生労働省としてはどのようにお考えでしょうか</u>」。
- ○小林大臣政務官 「条例の制定に当たっては、各自治体において、地方議会における議論も含めて、障害福祉サービス等の質の確保という観点も十分に踏まえながら、適切な基準を定めていただけるもの、このように考えております」。「厚生労働省としては、各自治体に対して適宜必要な助言を行うとともに、障害福祉

<u>サービス等に係る費用負担や障害者支援施設等の整備に係る補助など必要な支援を行ってまいりたい、この</u>ように考えています」。

- ○塩川委員 「適切な基準を定めるということであれば、別にこれは参酌すべき基準にする必要はないと私は 思います。これはまた障害者の皆さんの声でもあります」。「厚生労働省としても、一人部屋とか二人部屋 が望ましい、推奨するということもこの間とってきているわけですから、このように、施設入所者であって もプライバシー保護が重大事項である、重大な内容であるということが認識をされて居室定員四人以下という制度改正に至ったわけであります。私は、これこそしっかりと尊重すべきだと」。「そういう立場で片山 大臣にお尋ねしますが、今回の法案によって、こういった居室定員の四人以下を条例委任で、参酌すべき基準ということで、結果として、従来確保されてきたこういう水準が後退することになりかねない、障害者の 権利を後退させることになる、このように思いますが、大臣、いかがでしょうか」。
- ○片山国務大臣 「理論上といいますか一般論で言いますと、これも一種の規制緩和でありますから、規制緩和をするということは、水準を下げる自由を付与するということになります、一般論で言いますと。しかし、自治体にその実施をゆだねたら、すべて何か悪い方に悪い方に行くと考えるのは、これはやはり一種の偏見ではないかと私は思います」。「私も自治体の首長をやっておりまして、毎回議会で福祉や教育をめぐっては議論を重ねて、その上で自治体の中での基準を決めたり、それから政策を予算を通じて決定したりしてきましたけれども、誠実にやってきたつもりであります。多くの自治体が多分同様だと思います。自治体に自由を与えたら何でも悪いことをするという考え方はぜひやめていただきたい。それから、自治体に判断をゆだねたら考えなしに全部下げてしまう、そういう認識も改めていただきたいと私は思います」。「自治体で大いに議論をすることによって、その地域で一番妥当な水準が導き出される、そのための環境づくりの一環だというふうにとらえていただきたいと考えております」。
- ④法改正前の障害者団体等からの意見聴取 第177回国会衆議院総務委員会(平成23年4月19日)
- ○塩川委員 「今審議をしている法案について、障害者の人権にかかわる規定について、障害当事者の意見を聞いていないんですよ。自治体関係はもちろん聞いているでしょうけれども、障害者団体の方の意見というのは聞いていないで提出されているわけですね」。「重ねてお尋ねしますけれども、障害者権利条約の制定のスローガンでありました、障害者のことは障害者抜きで決めないで、このスローガン、これが障害者の方の共通の要望だったんじゃないでしょうか。今回のように、法案を出す際に障害者の声を聞いていないというのは、まさにこの、障害者のことは障害者抜きで決めないで、これを全く踏み破るものだと言わざるを得ないと思いますが、いかがですか」。
- ○小林大臣政務官 「障害者団体からのヒアリングとしては先ほど言ったように実施しておりませんけれども、 地域の実情を知る地方自治体の首長等の有識者が参画して、障害者福祉行政の所管府省である厚生労働省か らも意見聴取を行った上で勧告がなされたもの、このように承知をしております」。
- ○塩川委員 「ですから、そもそも障害当事者の意見を踏まえて施策を成り立たせるべきだというのが、自立支援法をめぐる、国に問われた一番の問題だったわけですから、自治体の意見を聞きました、厚生労働省の意見を聞きましたというのでは、全く障害者の声を反映させるということにならないわけであります。大体、厚生労働省が障害者自立支援法も出してきた、それがまずかったと言っているわけですから、厚労省の話を聞いたからそれでいいとならないのは、はっきりしているわけです」。「法案提出者の片山大臣にお尋ねしますが、そもそも、今回の法案を障害当事者の意見も聞かずに決めたこと自身が問われるんじゃありませんか」。
- ○片山国務大臣 「理想論を言えば、この分野に限らず、これはいろいろな分野、万般にわたる法案でありますから、その前提となった地方分権改革推進委員会の勧告前の段階で、万般にわたって広く意見を聞いておくということが私は望まれただろうと思います。ただ、当時の時間的な制約とか物理的な制約があって、必ずしもすべての分野について意見を聞くことができなかった、そういう嫌いはあったのではないかと思います」。「ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、これは、国がすべてを決めるというやり方から、自治体単位で条例でもって決めていただくという方針の変換でありまして、そうなりますと、今度は、自治体の条例を決めるときには当然議会で審議しますから、この議会には国と同じで参考人質疑でありますとか公聴会などもあるわけであります。そうしますと、国の場合に衆参二つで公聴会、参考人質疑を開くわけですけ

れども、自治体になりますとこれが千七百数十になって、そこでそれぞれ、そういう関係者の意見を聞く機会は得られるわけです。機会だけとらえますと、膨大に機会はふえるわけであります」。「ぜひそういう面に着目していただいて、自治体においてよりこうした民意を、特に関係者の意見というものを把握する、そういう機会を、単に機会で終わらせるのではなくて、実地にそれが実現できるようにしていただきたい。そうしますと、御懸念のようなことではなくて、むしろ、参酌すべき基準などを参酌した結果、当事者の意見も踏まえて、より手厚い方向に施策が進んでいくということは当然考えられるわけでありまして、そういう面の方にもぜひ着眼をしていただければと考えております」。

- ⑤計画策定等 第177回国会衆議院総務委員会(平成23年4月19日)
- ○塩川委員 「そもそも、住民の意見聴取を義務規定としているというのはなぜなんですか」。
- ○小林大臣政務官 「障害福祉計画の策定時に当たっての住民の意見聴取義務については、昨年六月二十二日に閣議決定した地域主権戦略大綱に基づき、社会福祉法に基づく地域福祉計画と同様に努力義務化することとしたものでございます」。「これは、先ほど言ったとおりでございまして、地域のことは地域の住民が責任を持って、地域主権の推進に向けて取り組む必要があるという考え方のもとで、地方自治体と住民との関係について、一律に義務づけるのではなく努力義務としたものでございます」。「厚生労働省としては、できる限り住民や障害者当事者の意見についても反映する機会を設けていただくよう、必要に応じて、通知だとか各種会議等の場を通じて助言などを行ってまいりたい、このように考えております」。
- ○塩川委員 「こういった障害当事者の方の意見を施策に反映するということは、国も、先ほど言った基本合意文書の中でも尊重するとなっているわけです。今回のように障害者に係る法改正が行われる際に、そもそも障害当事者の方の声を聞かないで決めるというやり方でいいのか、おかしいんじゃないかと思うんですが、大臣の御見解はいかがですか」。
- ○片山国務大臣 「先ほど来のやりとりを伺っていまして考えますのは、自治体が障害者福祉に関する計画を定めるときに当事者の意見を聞かないということは、私はそんなことはあり得ないと思うんです。私の経験からいっても、当然、障害者に関する福祉計画をつくるときは障害者の皆さんの意見を聞きます。これを従来、法律で義務づけていたということ自体が私なんかは違和感があります、義務として聞いていたのかと。では、義務規定がなくなったら聞かないのか、こういう反対解釈になるわけでありますけれども、決してそんなことはないと思います。わざわざ義務づけるようなことは私は必要ないと思います」。「むしろ、義務だからやるというような生活習慣があったとすればそれを払拭してもらって、当然のことを自治体がやるという、そっちの方に持っていく方がやはり素直なことではないかと私は思います。決して悪いようにとらまえないでいただきたい。何か、義務づけから努力義務に変えたから、自治体の方が耳を傾ける度合いがぐんと少なくなるし、少なくなってもいいんだというふうなメッセージとして受け取るべきではないと思います」。
- ⑥保育所の基準 第174回国会衆議院総務委員会(平成23年4月21日)
- ○塩川委員 「厚生労働省、小林大臣政務官にお尋ねをいたします。二階建ての建築物の場合に、避難路の確保について建築基準法上の最低基準と保育所の最低基準に違いがあると承知をしておりますが」、どのような違いがなぜあるでしょうか。
- ○小林大臣政務官 「保育所につきましては、乳幼児は単独避難が困難でございます。職員の介助、誘導が不可欠である、そして、通所施設ではありますけれども、昼寝をしている時間帯がある、こういうことの特性を考慮して、二階以上に保育室等を設ける場合の耐火基準に関して、児童福祉施設最低基準において、建築基準法の規定に上乗せして規定をしているということでございます」。
- ○塩川委員 「今回の法案では、保育所の防災の基準について、条例委任をした上で、参酌すべき基準として おります。国の基準は参考にすればよいということになります。安全基準を引き上げることもできるかもし れませんが、現行の保育所最低基準を引き下げることも可能となります」。「現行でも上乗せは当然できる わけですから、結局、今回の法改正は、安全を守る基準を引き下げることを可能とする法改正になるだけじ やありませんか。厚生労働省としてお答えください」。
- ○小林大臣政務官 「保育所については、その施設の運営の基準を適切に定めることなどによって、子供の健 やかな育ちを保障することが重要である、このことが第一義でございます」。「現在御審議いただいている

- 今回の法案において、参酌すべき基準と考えています避難階段等の基準についても、各自治体において、子供の安全、安心が守られるよう適切な基準を定めていただくことになり、引き続き保育の質が確保されるように適切な措置を講じていただきたい、このように考えているところでございます」。
- ○塩川委員 「こういう安全基準というのは地域によって差があっていいものではない。そういう意味でも、そういう点での差が生まれないような国のナショナルミニマム保障としての基準を設けるということが厳しく問われている問題であります」。「最低基準を引き上げる方向での取り組みこそ国が求められているときに、最低基準を外して条例委任にするというのは逆行しているんじゃないですか。今回の事態を含めても、こういうことはあってはならないと思いますが」。
- ○片山国務大臣 「子供たちの安全というものについてだれが責任を持つのか、だれがその安全を担保するの かということでありまして、それを全国一律にすべて国が決めるというやり方なのか、それともそれぞれの 地域で責任を持って決めるかという手法の違いであります」。「我が国は、そうはいっても、非常に広い国 土で、地勢上も違います。環境もそれぞれの地域で違います。それから、地震とか津波なんかのリスク度も 地域によって違います。そういう違いを踏まえて、それぞれの地域で責任を持って決めようということであ りますから、私は、むしろ、全国一律になべて物事を律していくよりは、それぞれの地域で責任体制をつく って決めていくというやり方の方が妥当性が高いのではないかと考えております」。「国だけがそういうこ とをきちっと判定できるんだという考えではなくて、それぞれの自治体で責任を持って決める、そういう発 想でもいいのではないかと私なんかは思うのであります。国が全部決めてあげなければ自治体はいいかげん なことをする、そういう考え方はこの際ぜひ改めていただきたいと思うんです」。「自治体の方がより住民 の皆さんに身近な存在でありまして、子供たちの安全も、保護者により身近な存在である自治体の方が本来 ならば親身に考えるはずでありますし、考えるべきであります。現状は必ずしもそうでないという認識をお 持ちかもしれませんけれども、本来はそうであるべきで、ぜひ、こういう改革、改正をきっかけにして、こ れまで厚生労働省がずっと親身になって考えてきましたような事柄を自治体においてそれぞれの地域で責 任を持って決める、そういう体制と習慣というものが身につくことの方が、長い目で見たらトータルとして の安全度合いは高まるのだろうと私は思います」。
- ○塩川委員 「保育所の面積基準の緩和についてお尋ねをいたします」。「政府の説明によると、保育所居室 の面積基準については、東<u>京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理 由がある範囲内で国の基準と異なる内容を定めることができるとあります」。「厚生労働省にお尋ねをいた しますが、どのような場合に国の基準と異なる内容を定めることができるんでしょうか」。</u>
- ○小林大臣政務官 「保育所の居室面積の基準に関する特例措置は、待機児童の状況等に着目して、今後、省令事項として具体的に検討していきたいと思っています。<u>あくまで特例措置として、一時的、地域限定的にすることを考えており、</u>待機児童が多い地域で、かつ地価の高い地域を対象とするなど、保育所を整備するための場所の確保が困難な大都市部の待機児童解消に資する要件にしたいと考えております」。「なお、具体的な地域の指定については、さまざまな御意見があることを承知しており、この法律案の施行までの間に検討して、適切に対象地域を指定してまいりたい、このように考えております」。
- ⑦ナショナルミニマムと基準条例 第177回国会参議院総務委員会(平成23年4月28日)
- 〇山下芳生君 「提案されております地域主権改革一括法案にはこの児童福祉法の改定が含まれておりまして、 そこには、最低基準をなくすこと、そして都道府県の条例に委任することが明記されております。実際にこ の法案見ますと、現行児童福祉法にある最低基準という文言、全部で九か所出てまいりますが、これ全部ば っさりと落とされております」。
- ○副大臣(小宮山洋子君) 「確かに、おっしゃるとおり、今回の法改正では都道府県がそれを条例で定めるとなっておりますけれども、これは決して最低基準がなくなるということではありません。今回の地方分権の推進計画、その内容によりましても、保育所の最低基準は条例で都道府県等が定める。その際に、国の基準と同じ内容でなければならないものが、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容、保育指針や調理室などの問題は、こうした課題につきましては国の基準と同じ内容でなければならないとされております」。「また、国の基準を参考にすればよいという参酌基準のところが、屋外遊戯場の設置、必要な用具の備付け、耐火上の基準、保育時間、保護者との密接な連絡などとなっておりますので、これは、先ほどの児

童福祉法に定められていることに基づきまして、都道府県は更にそれよりも良い水準を目指してやるべきも のだというふうに思っておりますので、最低基準がなくなるということでは決してないと考えています」。

- ○山下芳生君 「しかし、児童福祉法の中から最低基準という文言はなくなるんです」。「資料の二枚目を御覧になっていただきたいんですが、上の表は保育所の現在の最低基準の抜粋であります。そこには、今、小宮山副大臣からお話があった職員の配置基準、それから設備の面積基準が具体的な数字で示されております。それから、下のグラフは三歳以上児の一人当たりの面積基準の国際比較であります。御覧になっていただけますように、ストックホルム市やパリ市と比べまして日本の面積基準は大体三分の一程度の狭さになっております。これ、下げるなんてとんでもない、もう一刻も早く引き上げることが求められていると思います」。「一つは、先ほど、遵守すべき基準、これを国が新たに決めて従ってもらうんだということですが、その遵守すべき基準を新たに省令で定めるということですけれども、では、現行の最低基準に示されているこの職員配置基準の数字、それから面積基準の数字、これよりも低い基準を定めることは絶対にないと約束できますか。これが一点」。「それから二つ目に、現行の「最低基準の向上」という、先ほど読み上げました、大臣も引き上げることは大事だというふうにおっしゃいましたけど、この向上という項目は新たに定める省令で明記されるんですか」。
- ○副大臣(小宮山洋子君) 「一点目ですけれども、この保育所の居室の面積基準、それから職員の配置基準など<u>従うべき基準として厚生労働省令で定める基準につきましては、現行の基準を基本とすると考えております</u>ので、下げることはないとお約束をしたいというふうに思います」。「それから、その向上の方ですけれども、これは今御承知のように、子ども・子育て新システムの検討会議などで、ちょっとその財源の方が今回の大震災の方に、相当復旧の方にお金が行ってしまう関係上、社会保障制度の改革の中で、現政権としては子供たちにしっかりと、年金、医療、介護だけではなくて予算を割きたいと考えているんですが、それが実際上、復興との関係でどれだけ確保できるかというところはちょっと懸念材料にはなっておりますけれども、ここでしっかりと、社会保障の改革と税の一体改革の中で、子供たちのための様々な質の向上のためにしっかりと財源措置をしたいと、今の政権としては考えております」。
- 〇山下芳生君 「私は、国が憲法二十五条に基づいてナショナルミニマムを定めることと地方自治体の自主性 を保障することとは対立するものでも矛盾するものでもないと考えますが、大臣の認識を伺いたいと思いま す」。
- ○国務大臣(片山善博君) 「結論においてはそうだと思います。対立するとか矛盾するものではないと思いますが、私は、むしろ住民の皆さんに一番かかわりのある仕事というのは自治体が責任を持って決めていくという、そういうことを励行するようになるのが一番いいと思います」。「正直言いまして、今、国が基準を決めていますと、それさえ満たせばいいということで、思考がかなり停止されている面があります。そうではなくて、本当に、国の基準にかかわらず、自治体は住民の皆さんのためにどうあるべきかと考えるべきだと思います。その上で、サーベイといいますかリサーチをして、それでひどい状況がもし現出したとします、そんなことはないと思いますが、したとすれば、それは国がきちっと国法でもって必要な基準を改めて作るということはそれは大いにあり得ることだと思います」。

2 制度の内容

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直しについて、地方分権改革推進委員会第3次勧告で方針が示された①施設・公物設置管理の基準、②協議、同意、許可、認可、承認、③計画等の策定及びその手続という3つの重要事項のうち、特に地方からの要望に係る事項を中心に地方分権改革推進計画に基づき関連法律の改正を行ったものである。

地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重しつつ、保育・介護・福祉の質等

に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に、全国一律の最低基準(規制)を維持することを基本方針としている。それゆえ、施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。さらに、保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。

そして、上記以外の施設・設備・運営基準(居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着かえ等)、健康保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡など)は、参酌すべき基準と位置づけられた。

なお、利用定員については、一部を除き、標準とすることとされた。

<児童福祉法改正事項(重要ポイント)>(第13条関係)

- 1 指定障害児入所施設等
 - イ 都道府県は、指定障害児入所施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に 関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める 基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参 酌するものとする。
 - (イ) 指定施設支援に従事する従業者及びその員数
 - (ロ) 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の 設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働 省令で定めるもの
 - (ハ) 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの 適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接 に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 児童福祉施設

- イ 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める 基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参 酌するものとする。
- (イ) 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- (ロ) 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項 であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (ハ) 児童福祉施設の運営に関する事項であって、児童(助産施設にあっては、妊産婦) の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密

接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 その他、「最低基準」を「基準」とするなど所要の改正を行う。

<医療法改正事項(重要ポイント)>(第14条関係)

- 1 医療計画に定めるものとされている事項のうち、地域医療支援病院の整備の目標その他 医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に関 し必要な事項については、医療計画に定めるよう努めるものとする。
- 2 その他所要の改正を行う。

<老人福祉法改正事項(重要ポイント)>(第15条関係)

- 1 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で 基準を定めるものとする。
- 2 1の条例を定めるに当たっては、イ~ハに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、ニに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - イ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数
 - ロ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積
 - ハ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人 の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省 令で定めるもの
 - ニ 養護老人ホームの入所定員

<職業能力開発促進法改正事項(重要ポイント)>(第16条関係)

- 1 都道府県は、職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるものについては、公共職業能力開発施設以外の施設においても行うことができるものとする。
- 2 都道府県又は市町村は、厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を 実施するため必要があるときは、他の施設により行われる教育訓練を公共職業能力開発施 設の行う職業訓練とみなして行うことができるものとする。

<林業労働力の確保の促進に関する法律改正事項(重要ポイント)>(第 17 条関係)

都道府県知事が、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定め、又は変更しようとするに際し必要な農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、同法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に係る部分を農林水産大臣及び厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

<介護保険法改正事項(重要ポイント)>(第18条関係)

- 1 基準該当居宅サービス
 - イ 都道府県は、基準該当居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に 関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - (イ) 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - (ロ) 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積
 - (ハ) 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - (二) 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員
- 2 基準該当介護予防サービス
 - イ 都道府県は、基準該当介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運 営に関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - (イ) 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - (ロ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
 - (ハ) 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - (二) 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員
- 3 指定居宅サービス
 - イ 都道府県は、指定居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- (イ) 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- (ロ) 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- (ハ) 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (二) 指定居宅サービスの事業に係る利用定員
- 4 指定地域密着型サービス
 - イ 市町村は、指定地域密着型サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に 関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(二) に掲げる事項については、厚生労働 省令で定める基準に従い定めるものとし、(ホ) に掲げる事項については、厚生労働省 令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令 で定める基準を参酌するものとする。
 - (イ) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - (ロ) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
 - (ハ) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
 - (二) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (ホ) 指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員 5 指定介護老人福祉施設
 - イ 都道府県は、指定介護福祉施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護老 人福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働 省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準 を参酌するものとする。
 - (イ) 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数
 - (ロ) 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積
 - (ハ) 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービス の適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものと して厚生労働省令で定めるもの
- 6 介護老人保健施設
 - イ 都道府県は、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者等の基準並びに 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労

働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- (イ) 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数
- (ロ)介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして 厚生労働省令で定めるもの

7 指定介護療養型医療施設

- イ 都道府県は、指定介護療養施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護療 養施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働 省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準 を参酌するものとする。
- (イ) 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数
- (ロ) 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積
- (ハ) 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

8 指定介護予防サービス

- イ 都道府県は、指定介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に 関する基準を条例で定めるものとする。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- (イ) 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- (ロ) 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- (ハ) 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (二) 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員
- 9 指定地域密着型介護予防サービス
 - イ 市町村は、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及 び運営に関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(二)に掲げる事項については、厚生労働 省令で定める基準に従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省

令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令 で定める基準を参酌するものとする。

- (イ) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員 数
- (ロ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- (ハ)介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る 利用定員
- (二) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (ホ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業 (第3号に規定する事業を除く。) に係る 利用定員
- 10 その他所要の改正を行う。

<障害者自立支援法改正事項(重要ポイント)>(第19条関係)

- 1 基準該当障害福祉サービス
 - イ 都道府県は、基準該当障害福祉サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運 営に関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - (イ) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
 - (ロ) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
 - (ハ) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - (二) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員
- 2 指定障害福祉サービス
 - イ 都道府県は、指定障害福祉サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に 関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- (イ) 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
- (ロ) 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
- (ハ) 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (二) 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員
- 3 指定障害者支援施設等
 - イ 都道府県は、指定障害者支援施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に 関する基準を条例で定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める 基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参 酌するものとする。
 - (イ) 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
 - (ロ) 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積
 - (ハ) 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 4 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム
 - イ 都道府県は、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及 び運営について、条例で基準を定めるものとする。
 - ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - (イ) 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター 及び福祉ホームに配置する従業者及びその員数
 - (ロ) 障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の 床面積
 - (ハ) 障害福祉サービス事業の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全 の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの並び に地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項であって、障害者等の安 全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - (ニ) 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに係る利用定員
- 5 障害者支援施設
 - イ 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとす

る。

- ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)~(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- (イ) 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数
- (ロ) 障害者支援施設に係る居室の床面積
- (ハ) 障害者支援施設の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保 並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (二) 障害者支援施設に係る利用定員
- 6 その他所要の改正を行うこと。

<就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律改正事項(重要ポイント)>(第 20 条関係)

- 1 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者は、その設置する施設が都道府 県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る認可その他の処分 をする権限に係る事務を都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場 合等にあっては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができること。 その際、条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大 臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。
 - イ 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育に欠ける子どもに対する保育を行う。
 - ロ 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育に欠ける子どもに対する保育を行う ほか、保育に欠ける子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合に あっては、保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限 る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標 が達成されるよう保育を行う。
 - ハ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行う。
- 2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼保連携施設」という。)の設置者は、その設置する幼保連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができること。その際、条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

- イ次のいずれかに該当する施設であること。
 - (イ) 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - (ロ) 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連 携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- ロ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 3 認定こども園である旨の表示に係る規定を削除すること。
- 4 その他所要の改正を行うこと。

1 施設公物設置管理基準(厚生労働省関係)

法律名	条項	見直し内容	条例制定主体	条例制 定基準
就学前の子 どもな育、保育 等の提供の な提関する	3条1 項·2項	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準(3条1項1号及び2号、2項1号)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。 *就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準(告示)(H23/10/19公布)	都道府県	従うべき
	6条2項	認定こども園の表示に関する基準(6条2項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。 *就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準(告示)(H23/10/19公布)	都道府県	参酌
職業能力開	15条の 6第1項	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準(15条の6第1項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。 *職業能力開発促進法施行規則(H23/10/7公布)	都道府県	
発促進法	第 15 条 の 6 第 3 項	公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準(15条の6第3項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。 *職業能力開発促進法施行規則(H23/10/7公布)	都道府県、市町村	参酌
児童福祉法	21条の 5の18 第1項、 第2項	指定通所支援に従事する従業者に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項 *児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(H24/2/3公布)	都道府県、指 定都市及び児 童相談所設置 市	従き準酌

•		,		
	24条の 12第1 項・2項	指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準 (24 条の 12 第 1 項) 並びに当該施設の設備及び運営に関する基準 (同条 2 項) を、条例 (制定主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市) に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。 *児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (H24/2/3 公布)	都道府県、指 定都市及び児 童相談所設置 市	従き準酌
	35 条 2 項	児童自立支援施設の職員に関する規定 (施行令 36 条 5 項) は廃止する。	都道府県	(な し)
	45条2 項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45 条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。*児童福祉施設最低基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)とする。	都道府県、指 定都市、海 市の産施援 市の生活支援 施設と が が が で の の の の の の の の の の の の の の の の	従き準酌
老人福祉法	17条2 項	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (17 条 2 項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。 *養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (H23/10/7 公布)	都道府県、指定都市、中核市	従き準酌
	42 条1 項	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任※計画にはないが、74条並びで改正するもの。 *指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (H23/10/7公布)	都道府県	従き準酌
介護保険法	54 条 1 項	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、115条の4並びで改正するもの。 ※指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(H23/10/7公布)	都道府県	従き準酌
	74条1 項·2項	指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準 (74条1項、78条の4第1項、115条の4第1項、115条の14第1項)並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準 (74条2項、78条の4第2項、115条の4第2項、115条の14	都道府県	従うべ き、標 準、 酌

-				
	78条の 4第1 項・2項	第2項)を、条例(制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に	市町村	従うべ き、 準、 酌
	115条の 4第1 項・2項	係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする(ただし、	都道府県	従き準酌
	115条の 14第1 項・2項	指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とする。)。 *指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(H23/10/7公布) *指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(H23/10/7公布) *指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(H23/10/7公布)	市町村	従き準酌
	88 条 1 項·2項 97 条 1 項·2 項·3項	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(88条1項、97条2項(ただし、医師及び看護師を除く。)、110条1項)並びに当該施設の設備及び運営に関する基準(88条2項、97条1項(ただし、療養室、診察室及び機能訓練室を除く。)及び3項、110条2項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設	都道府県	従う、標準
	110条1項・2項	の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。 *指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(H23/10/7公布) *介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(H23/10/7公布) *指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(H23/10/7公布)		準、参酌
陈宝老卢卡	30条1 項	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、43条及び44条並びで改正するもの。 *障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(H23/10/7公布)	都道府県	従き進酌
障害者自立 支援法	43条1 項·2項	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準 (43 条 1 項) 並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条 2 項) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。 条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。 *障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (H23/10/7 公布)	都道府県	従う、標を

44条1 項·2項	の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。 *障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(H23/10/7公布)	都道府県	従き準酌*がか認っ、 標多 準る
80条2 項	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(80条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。 *障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(H23/10/7公布) *障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(H23/10/7公布)	都道府県、指 定都市、中核 市	従き準酌
84条2 項	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (84 条 2 項) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び中核市) に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。 *障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (H23/10/7 公布)		

2同意・協議等

厚生労働省・環境省関係

法律名	条項	内容
中小企業団体の組織に関する法律	101条 の2第 3項	主務大臣及び都道府県知事の商工組合等の設立認可、定款変更認可及び解散命令等に 係る経済産業大臣への協議(101 条の2第3項)は、 <u>廃止する。</u>
企業立地の促進等によ る地域における産業集	5条1 項	地方公共団体の産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の作成 又は変更に係る主務大臣への同意を要する協議(5条1項、6条1項)に関し、当該 計画の内容のうち、産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県
積の形成及び活性化に 関する法律	6条1 項	との連携に関する事項、市町村及び都道府県における手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項及びその他産業集積の形成等の促進に関する重要事項(5条2項8号、9号及び12号)に係る主務大臣への同意を要する協議は、 <u>廃止する。</u>
林業労働力の確保の促 進に関する法律	4 条3 項	都道府県知事の基本計画の策定又は変更に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議(4条3項)に関し、当該計画の内容のうち、雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項並びに就業の円滑化のための措置に関する事項(同条2項3号及び4号)に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、 <u>事前報告・届出・通知とし、</u> その他の事項(同条2項1号、2号及び5号)に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、 <u>廃止する。</u>
自然環境保全法	49条1 項	都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定又は区域の拡張に係る環境大臣への協議(49条1項)は、 <u>廃止する。</u>

ダイオキシン類対策特 別措置法	11条3 項	都道府県知事の総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議(11 条 3 項)に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間(同条 1 項 3 号及び 4 号(ただし、計画の達成の方途を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とし、計画の達成の方途(同条 1 項 4 号(ただし、計画の達成の期間を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、 <u>廃止する。</u>
大気汚染防止法	5条の 3第3 項	都道府県知事の指定ばい煙総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議(5条の3第3項)に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間(同条第1項4号及び5号(ただし、計画の達成の方途を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、 <u>同意を要しない協議とし、</u> 計画の達成の方途(同条第1項5号(ただし、計画の達成の期間を除く。))に係る環境大臣への同意を要する協議は、 <u>廃止する。</u>
自動車から排出される 窒素酸化物,粒子状物質 の特定地域における総 量の削減等に関する特 別措置法	7条3 項	都道府県知事の窒素酸化物総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議 (7条3項) は、同意を要しない協議とする。
水道法個別法 (省令)	6条1 項、26 条	地方公共団体による事業認可 (6条、26条)に係る申請事務の簡素化を図る。
	10 条・30 条	地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない <u>軽微</u> な変更(10 条及び30 条)の範囲を大幅に拡大する。
国民健康保険法個別法	第 12 条	市町村が一部負担金の割合を減じようとする場合その他政令で定める場合における 都道府県知事への協議(12条)は、 <u>廃止する。</u>

3計画等策定(厚生労働)

法律名	条項	見直しの内容
医療法	30条の4 第2項	・都道府県の医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定 (30 条の4第2項9号及び13 号) は、削除する。 ・基準病床数制度のあり方については、各都道府県の次期医療計画の策定時期に合わせ、平成23 年度までに結論を得ることとする。

3 解説 及び **4 地方自治法の関連**については、第 2 次一括法(厚生労働・環境省関係)を参照されたい。